

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月1日
【計算期間】	第9期（自 平成23年11月11日 至 平成24年5月10日）
【ファンド名】	SMT 国内債券インデックス・オープン
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 鈴木 郁也
【本店の所在の場所】	東京都港区芝3丁目33番1号
【事務連絡者氏名】	ファンド・レポーティング部長 橋詰 廣志
【連絡場所】	東京都港区芝3丁目33番1号
【電話番号】	03-6737-0521
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

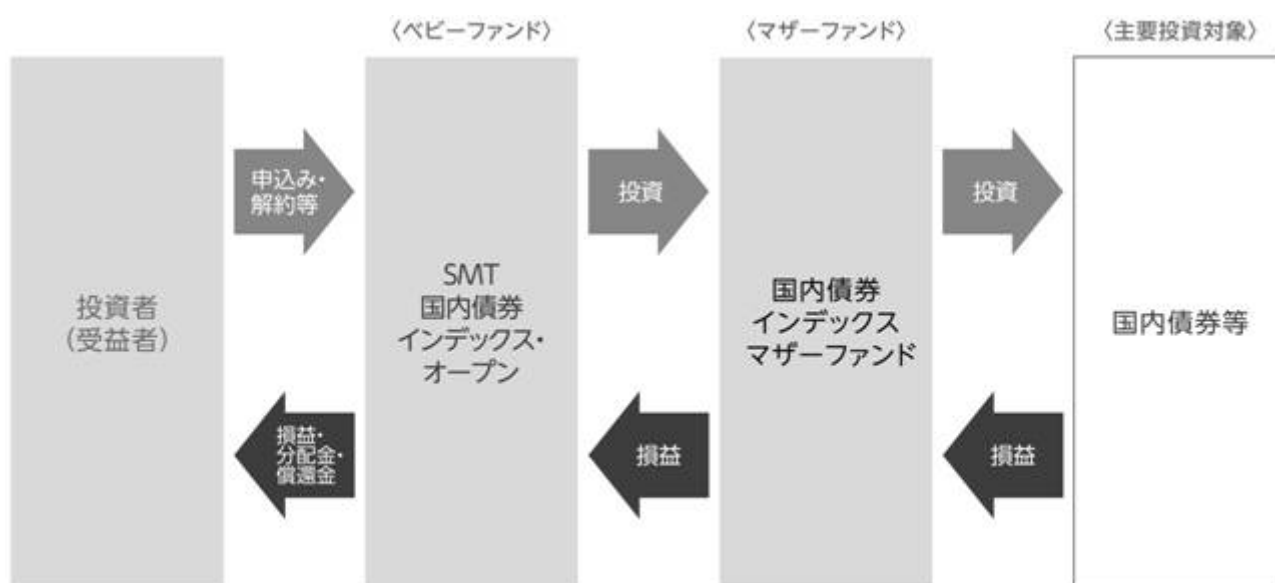
わが国の公社債に投資し、ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）（以下「NOMURA－BPI 総合」ということがあります。）に連動する投資成果を目指します。

なお、信託金の限度額は、3,000億円とします。ただし、委託者は、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. わが国の公社債を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファンドのしくみ



※マザーファンドの運用にあたっては、企業年金の運用等で国内外から定評のある三井住友信託銀行からモデルポートフォリオの提示等の投資助言を受けます。

? ファミリーファンド方式とは

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を、ベビーファンドごとにまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行うしくみです。

〈マザーファンドの概要〉

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
国内債券インデックスマザーファンド	わが国の公社債	この投資信託は、わが国の公社債を中心に投資を行い、ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. NOMURA-BPI 総合に連動する投資成果を目指します。

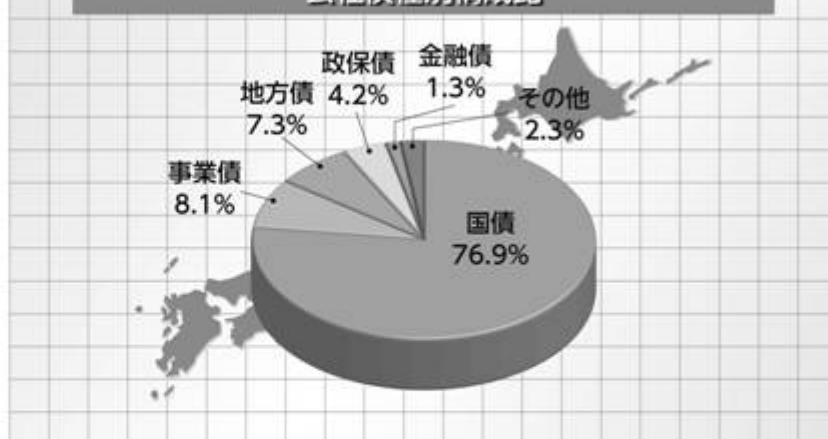
NOMURA-BPI 総合とは

インデックスの概要

(2012年5月末現在)

構成国	1カ国(日本)
構成銘柄数	7,912銘柄
時価総額	約752兆円

公社債種別構成比



(出所) 野村證券株式会社のデータをもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

※公社債種別構成比は端数処理の関係で合計値が100%とならない場合があります。

※「ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合) (NOMURA-BPI 総合)」とは、野村證券株式会社(野村證券㈱)が、国内で発行された公募利付債券の流通市場全体の動向を的確に表すために開発した経過利子込時価総額加重型の投資収益指数です。NOMURA-BPI 総合は、野村證券㈱の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、野村證券㈱が有しています。なお、野村證券㈱は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

分配方針

- ・分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益等の全額とします。
- ・原則として、年2回（5月、11月）の10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益の分配を行います。
- ・分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

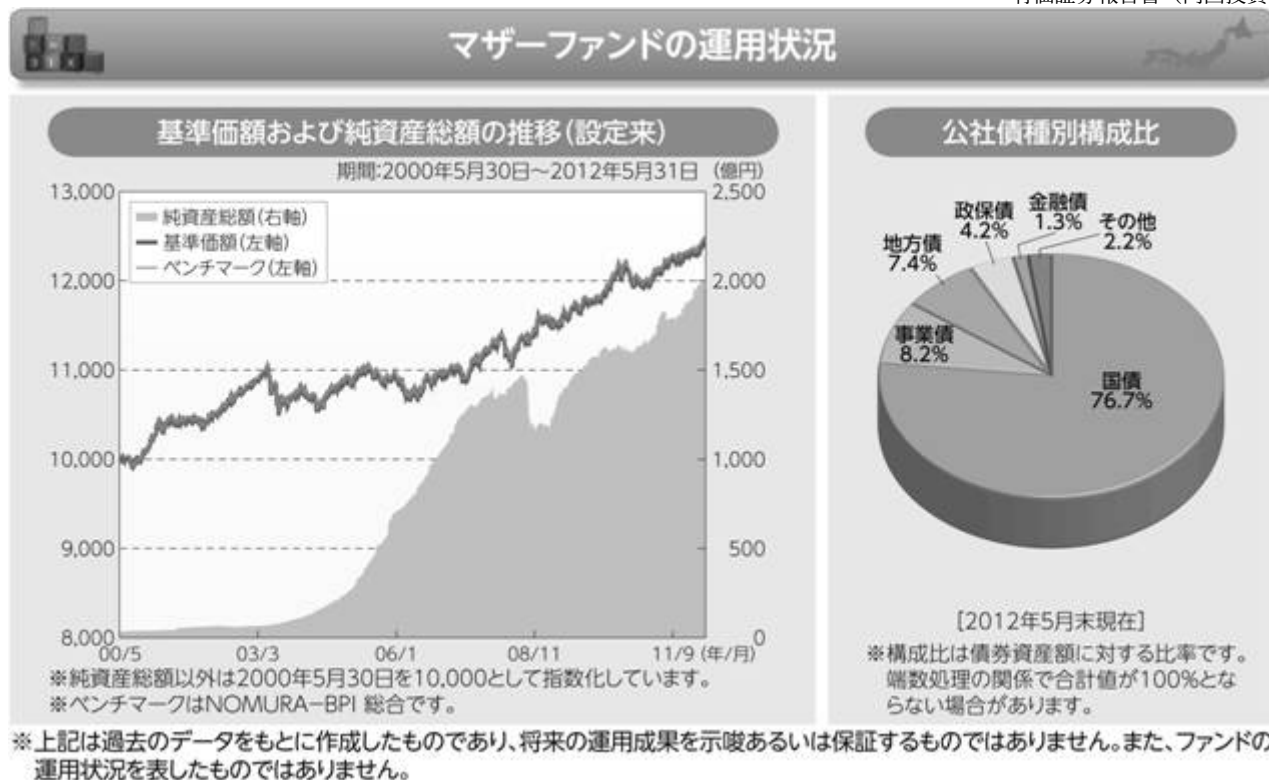
※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

! 主な投資制限

- ・外貨建資産への投資は行いません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

+ i ご参考情報



[ファンドの商品分類]

本ファンドは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。
本ファンドの商品分類・属性区分に該当しない定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

①商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	特殊型
	内外	不動産投信 その他資産 () 資産複合	

（注）本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

[分類における定義]

分類項目	該当分類	分類の定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

②属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	日経225
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	TOPIX
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		
				その他 (NOMURA－BPI 総合)

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

[区分における定義]

区分項目	該当区分	定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）、実質的に主として債券 一般（公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。）に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるものをいいます。
対象インデックス	その他（NOMURA－BPI 総合）	目論見書または投資信託約款において、日経225またはTOPIXにあてはまらない指数（本ファンドにおいては、NOMURA－BPI 総合）に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成12年5月30日

本ファンドの主要投資対象である「住信 国内債券インデックス マザーファンド」の投資信託契約締結、設定、運用開始

平成20年1月9日

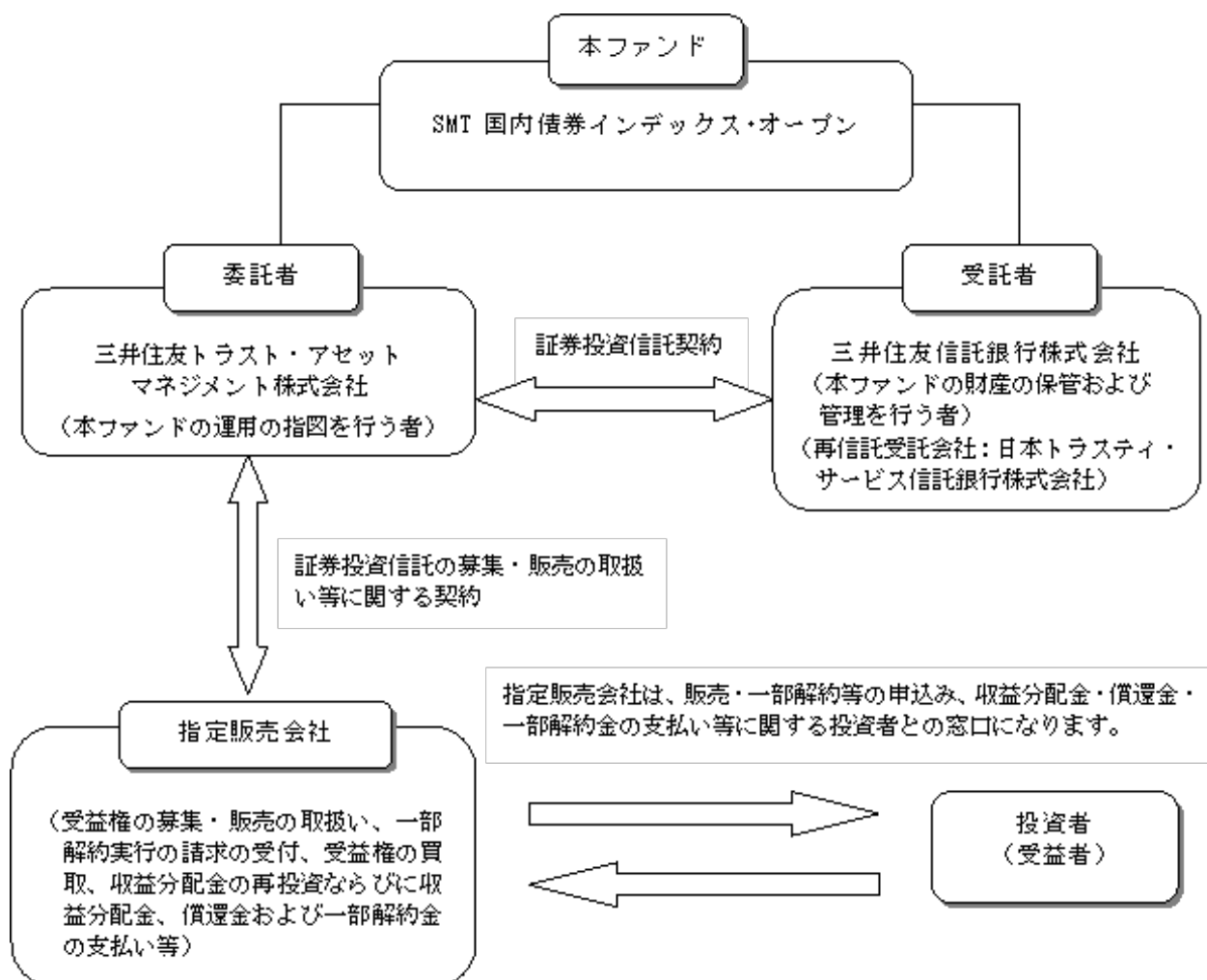
本ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

平成24年4月1日

本ファンドの名称を「STAM 国内債券インデックス・オープン」から「SMT 国内債券インデックス・オープン」に変更
 本ファンドの主要投資対象である「住信 国内債券インデックス マザーファンド」の名称を「国内債券インデックス マザーファンド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

(イ) 本ファンドの関係法人図



(ロ) 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

①受託者との投資信託契約

受託者とは、受益者の利殖に資する目的で、投資信託約款の通り投資信託契約を締結しております。

②指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託者は、指定販売会社に対し、次の業務を委託し、指定販売会社はこれを引き受けます。

- 1) 受益権の募集・販売の取扱い
- 2) 追加設定の申込受付事務
- 3) 受益者に対する収益分配金の再投資事務
- 4) 受益者に対する一部解約等の事務
- 5) 受益者に対する受益権の買取
- 6) 受益者に対する一部解約金および償還金・収益分配金の支払事務
- 7) 受益者に対する運用報告書の交付
- 8) その他前記の業務に付随する業務

指定販売会社によって引き受ける業務が異なる場合があります。

(ハ) 委託会社等の概況

①資本金

平成24年5月31日現在 3億円

②会社の沿革

昭和61年11月 1日	住信キャピタルマネジメント株式会社設立
昭和62年 2月20日	投資顧問業の登録
昭和62年 9月 9日	投資一任契約に係る業務の認可
平成 2年10月 1日	住信投資顧問株式会社に商号変更
平成11年 2月15日	住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成11年 3月25日	証券投資信託委託業の認可
平成19年 9月30日	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録 (登録番号：関東財務局長（金商）第347号）
平成24年 4月 1日	中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・ア セットマネジメント株式会社に商号変更

③大株主の状況（平成24年5月31日現在）

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

(イ) 基本方針

本ファンドは、主として「国内債券インデックス マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。）への投資を通じてわが国の公社債を中心に投資を行い、NOMURA－BPI総合と連動する投資成果を目標として運用を行います。

(ロ) 運用方法

①投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債に直接投資することもあります。

②投資態度

- 1)主として、マザーファンド受益証券に投資し、NOMURA－BPI総合に連動する投資成果を目標として運用を行います。
- 2)運用の効率化をはかるため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の実質組入総額と債券先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 3)国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- 4)投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。
- 5)ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(参考)「国内債券インデックス マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の公社債を中心に投資を行い、NOMURA－BPI総合と連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①NOMURA－BPI総合をベンチマークとし、その動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ②運用の効率化をはかるため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ③ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ④国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係る

オプション取引と類似の取引を行うことができます。

- ⑤投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。

3. 運用制限

- ①同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③外貨建資産への投資は、行いません。

(2)【投資対象】

（イ）本ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（ロ）委託者は、信託金を主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証券

- 2.国債証券

- 3.地方債証券

- 4.特別の法律により法人の発行する債券

- 5.社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

- 6.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

- 9.資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

- 10.コマーシャル・ペーパー

- 11.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの

13.証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17.預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18.外国法人が発行する譲渡性預金証書

19.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20.抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22.外国の者に対する権利で第21号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

（ハ）委託者は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1.預金

2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3.コール・ローン

4.手形割引市場において売買される手形

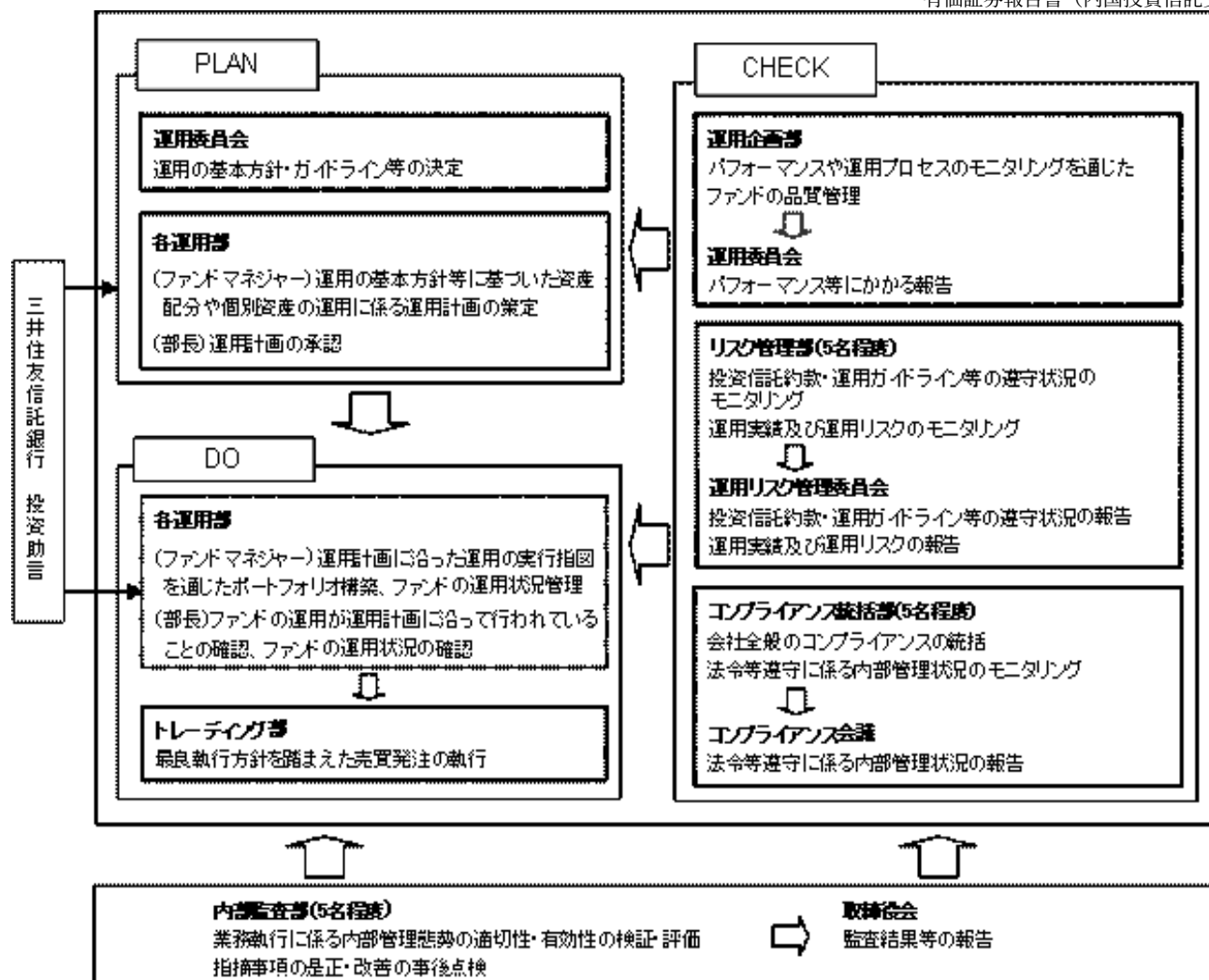
5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（ニ）前記（ロ）の規定にかかわらず、本ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前記（ハ）第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、平成24年8月1日現在のものであり、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

(4) 【分配方針】

(イ) 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針にもとづき、収益分配を行います。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

委託者が、基準価額水準、市況動向等を考慮して分配金額を決定します。ただし、基準価額が下落した場合や分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。

(ロ) 収益の分配

①投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1)投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とみなし配当等収益との合計額から諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2)売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②前記①におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(5)【投資制限】

(イ) 投資信託約款にもとづく投資制限

①株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

③同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

④同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

⑥投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

⑦外貨建資産への投資は行いません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

⑧委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。前文の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。（投資信託約款第19条）

⑨委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超

えないものとします。（投資信託約款第22条）

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第5号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑩委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。また、委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。（投資信託約款第23条）

⑪委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。（投資信託約款第24条）

⑫委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことを指図することができます。金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。また、金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。（投資信託約款第25条）

⑬委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。（投資信託約款第26条）

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ⑭委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算において投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（投資信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。（投資信託約款第27条）
- ⑮委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をことができ、この指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。（投資信託約款第28条）
- ⑯委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。また、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。（投資信託約款第34条）

※前記①から⑥における「実質投資割合」とは、本ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、本ファンドの投資信託財産に属する前記①から⑥に掲げる当該各資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該各資産の時価総額のうち本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額の合計額の割合をいいます。また、「本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、本ファンドの投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。前記⑩および⑫における「投資信託財産に属するとみなした額」も同様です。

（ロ）法律等で規制される取引等

委託者は、「金融商品取引法」および「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める運用上の禁止行為または規制事項のうち、後記される利害関係人との取引制限を除く主なものは、以下の通りです。

＜同一の法人の発行する株式への投資制限＞（投資信託及び投資法人に関する法律）

運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する同一の法人の発行する株式に係る議決権の総数が、当該法人の総発行株式の数に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図してはならない。

＜デリバティブ取引に係る投資制限＞（金融商品取引業等に関する内閣府令）

投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならない。

3【投資リスク】

（イ）本ファンドのもつ主なリスク

投資信託商品はリスク商品であり、投資元本は保証されていません。また、収益や利回り等も未確定の商品です。したがって、以下に記載する本ファンドのリスク要因を充分にご理解頂いたうえ、本ファンドの受益権への取得申込みを行ってください。なお、本ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構による保護の対象ではなく、また、第一種金融商品取引業を行う者以外でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

- ①本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

②基準価額の変動要因

債券価格変動リスク

債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）局面では値上がり（値下がり）します。また、発行者の財務状況の変化等およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動し、基準価額の変動要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

③その他の留意点

- 1)本ファンドは、NOMURA－BPI 総合と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、本ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響などから、本ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。

- 2)同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

- 3)分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の本ファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。本ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- 4)本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（ロ）リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

- ①運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及びコンプライアンス会議に報告します。

- ②内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込受付日の基準価額に、指定販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。平成24年8月1日現在の申込手数料率の上限は、2.10%（税抜2.00%）です。申込手数料の詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

＜お問い合わせ先＞

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/> / フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬総額	配分		
	委託者	指定販売会社	受託者
純資産総額に対して 年率0.3885% (税抜0.37%)	純資産総額に対して 年率0.1575% (税抜0.15%)	純資産総額に対して 年率0.1890% (税抜0.18%)	純資産総額に対して 年率0.0420% (税抜0.04%)

信託報酬は信託期間を通じて毎日計算し、投資信託財産の費用として計上します。

上記により日々計算された信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

- (イ) ご解約時には、解約請求受付日の基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を信託財産留保金[※]として当該基準価額から控除します。

※「信託財産留保金」（以下「信託財産留保額」ということがあります。）とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から頂く一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。以下同じ。

- (ロ) 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用（消費税等を含みます。）ならびに受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。投資信託約款の定めにもとづいて、資金の借入れを行う場合の利息も同様です。負担の水準・計算方法は、個別の費用・税金等により異なり、実費での負担（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）となります。（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）

- (ハ) 証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料（消費税等を含みます。）または税金、先物・オプション取引に要する費用（消費税等を含みます。）、組入資産の保管に要する費用（消費税等を含みます。）等は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。負担の水準・計算方法は、個別の費用・税金等により異なり、実費での負担（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）となります。（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）

- (ニ) 投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が

行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（原則として配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税 率（内 訳）
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%、住民税3%）
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%、住民税3%）
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）

（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

ロ. 一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ. の表の通りです。

ハ. 損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することが可能となります。また、一部解約時及び償還時の差益については、上場株式等の譲渡損失との通算が可能となります。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税 率（所得税のみ）
平成24年12月31日まで	7%
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	7.147%
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	15.315%
平成50年1月1日以降	15%

（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

③個別元本について

イ. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。

ロ. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ハ. ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

ニ. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について」をご参照ください。）

④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※上記は、平成24年5月31日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成24年5月31日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国内債券インデックス マザーファンド	日本	2,513,694,154	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		32,050	0.00
合計(純資産総額)		2,513,726,204	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報)

国内債券インデックス マザーファンドの投資状況

(平成24年5月31日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	150,217,194,300	75.92
	ポーランド	101,384,000	0.05
	小計	150,318,578,300	75.97
地方債証券	日本	13,111,847,114	6.63
特殊債券	日本	18,233,335,820	9.22
	アメリカ	102,941,000	0.05
	韓国	100,163,000	0.05
	スウェーデン	98,416,000	0.05
	小計	18,534,855,820	9.37
社債券	日本	12,694,519,329	6.42
	オーストラリア	404,323,000	0.20
	アメリカ	301,571,000	0.15
	オランダ	199,996,000	0.10
	イギリス	197,359,000	0.10
	小計	13,797,768,329	6.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,097,078,648	1.06
合計(純資産総額)		197,860,128,211	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】(平成24年5月31日現在)

①【投資有価証券の主要銘柄】

a. 投資有価証券の主要銘柄

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	国内債券インデックス マ ザーファンド	2,018,545,053	1.2413	2,505,619,975	1.2453	2,513,694,154	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報)

国内債券インデックス マザーファンドの投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 投資有価証券の主要銘柄

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第285回利付国債（10年）	2,590,000,000	107.05	2,772,828,100	107.09	2,773,734,600	1.7	2017/03/20	1.40
日本	国債証券	第87回利付国債（5年）	2,140,000,000	101.01	2,161,806,600	101.01	2,161,721,000	0.5	2014/12/20	1.09
日本	国債証券	第99回利付国債（5年）	2,020,000,000	100.94	2,038,988,000	100.98	2,039,796,000	0.4	2016/09/20	1.03
日本	国債証券	第320回利付国債（10年）	1,980,000,000	101.64	2,012,472,000	101.86	2,016,887,400	1.0	2021/12/20	1.02
日本	国債証券	第296回利付国債（10年）	1,830,000,000	106.93	1,956,837,300	107.01	1,958,429,400	1.5	2018/09/20	0.99
日本	国債証券	第288回利付国債（10年）	1,740,000,000	107.53	1,871,143,800	107.57	1,871,857,200	1.7	2017/09/20	0.95
日本	国債証券	第264回利付国債（10年）	1,800,000,000	103.22	1,857,996,000	103.20	1,857,708,000	1.5	2014/09/20	0.94
日本	国債証券	第256回利付国債（10年）	1,820,000,000	102.01	1,856,745,800	102.00	1,856,491,000	1.4	2013/12/20	0.94
日本	国債証券	第101回利付国債（5年）	1,820,000,000	100.90	1,836,434,600	100.94	1,837,217,200	0.4	2016/12/20	0.93
日本	国債証券	第289回利付国債（10年）	1,710,000,000	106.61	1,823,133,600	106.69	1,824,399,000	1.5	2017/12/20	0.92
日本	国債証券	第84回利付国債（5年）	1,750,000,000	101.23	1,771,525,000	101.22	1,771,402,500	0.7	2014/06/20	0.90
日本	国債証券	第305回利付国債（10年）	1,660,000,000	105.59	1,752,860,400	105.77	1,755,914,800	1.3	2019/12/20	0.89
日本	国債証券	第312回利付国債（10年）	1,640,000,000	104.24	1,709,634,400	104.45	1,713,012,800	1.2	2020/12/20	0.87
日本	国債証券	第310回利付国債（10年）	1,650,000,000	102.79	1,696,167,000	102.99	1,699,467,000	1.0	2020/09/20	0.86
日本	国債証券	第318回利付国債（10年）	1,650,000,000	101.86	1,680,756,000	102.08	1,684,369,500	1.0	2021/09/20	0.85
日本	国債証券	第82回利付国債（5年）	1,590,000,000	101.43	1,612,872,100	101.43	1,612,737,000	0.9	2014/03/20	0.82
日本	国債証券	第103回利付国債（5年）	1,600,000,000	100.39	1,606,356,000	100.42	1,606,816,000	0.3	2017/03/20	0.81
日本	国債証券	第306回利付国債（10年）	1,480,000,000	106.27	1,572,929,200	106.47	1,575,756,000	1.4	2020/03/20	0.80
日本	国債証券	第321回利付国債（10年）	1,500,000,000	101.40	1,521,045,000	101.63	1,524,465,000	1.0	2022/03/20	0.77
日本	国債証券	第88回利付国債（5年）	1,490,000,000	101.11	1,506,643,300	101.11	1,506,583,700	0.5	2015/03/20	0.76
日本	国債証券	第315回利付国債（10年）	1,440,000,000	103.81	1,494,936,000	104.03	1,498,046,400	1.2	2021/06/20	0.76
日本	国債証券	第97回利付国債（5年）	1,470,000,000	100.96	1,484,200,200	101.00	1,484,758,800	0.4	2016/06/20	0.75
日本	国債証券	第284回利付国債（10年）	1,360,000,000	106.79	1,452,425,600	106.82	1,452,860,800	1.7	2016/12/20	0.73
日本	国債証券	第85回利付国債（5年）	1,380,000,000	101.38	1,399,044,000	101.37	1,398,961,200	0.7	2014/09/20	0.71
日本	国債証券	第269回利付国債（10年）	1,350,000,000	103.35	1,395,265,500	103.34	1,395,090,000	1.3	2015/03/20	0.71
日本	国債証券	第280回利付国債（10年）	1,280,000,000	107.03	1,369,996,800	107.05	1,370,304,000	1.9	2016/06/20	0.69

日本	国債証券	第282回利付国債（10年）	1,260,000,000	106.51	1,342,110,800	106.54	1,342,492,200	1.7	2016/09/20	0.68
日本	国債証券	第89回利付国債（5年）	1,310,000,000	100.91	1,321,960,300	100.91	1,321,921,000	0.4	2015/06/20	0.67
日本	国債証券	第313回利付国債（10年）	1,250,000,000	104.88	1,311,100,000	105.09	1,313,737,500	1.3	2021/03/20	0.66
日本	国債証券	第81回利付国債（5年）	1,270,000,000	101.25	1,285,989,300	101.25	1,285,900,400	0.8	2014/03/20	0.65

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	75.97
地方債証券	6.63
特殊債券	9.37
社債券	6.97
合計	98.94

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額(円)		1万口当たりの純資産額(円)	
第1期計算期間末	(分配付)	155,522,835	(分配付)	9,947
(平成20年 5月12日)	(分配落)	155,522,835	(分配落)	9,947
第2期計算期間末	(分配付)	389,255,845	(分配付)	10,050
(平成20年11月10日)	(分配落)	389,255,845	(分配落)	10,050
第3期計算期間末	(分配付)	672,997,904	(分配付)	10,161
(平成21年 5月11日)	(分配落)	672,997,904	(分配落)	10,161
第4期計算期間末	(分配付)	1,032,314,851	(分配付)	10,254
(平成21年11月10日)	(分配落)	1,032,314,851	(分配落)	10,254
第5期計算期間末	(分配付)	1,289,313,952	(分配付)	10,427
(平成22年 5月10日)	(分配落)	1,289,313,952	(分配落)	10,427
第6期計算期間末	(分配付)	1,712,750,650	(分配付)	10,608
(平成22年11月10日)	(分配落)	1,712,750,650	(分配落)	10,608
第7期計算期間末	(分配付)	1,945,332,716	(分配付)	10,577
(平成23年 5月10日)	(分配落)	1,945,332,716	(分配落)	10,577
第8期計算期間末	(分配付)	2,259,444,456	(分配付)	10,719
(平成23年11月10日)	(分配落)	2,259,444,456	(分配落)	10,719
第9期計算期間末	(分配付)	2,463,198,717	(分配付)	10,833
(平成24年 5月10日)	(分配落)	2,463,198,717	(分配落)	10,833
平成23年 5月末日		1,972,954,740		10,568
6月末日		2,040,458,247		10,596
7月末日		2,100,541,090		10,633
8月末日		2,153,957,495		10,660
9月末日		2,194,065,917		10,696
10月末日		2,240,687,848		10,671
11月末日		2,259,006,314		10,666
12月末日		2,305,449,466		10,729
平成24年 1月末日		2,604,247,658		10,746
2月末日		2,646,845,813		10,755
3月末日		2,616,310,044		10,757
4月末日		2,442,536,555		10,810

5月末日	2,513,726,204	10,865
------	---------------	--------

②【分配の推移】

期 間	1 万口当たりの分配金(円)
第1期計算期間(平成20年 1月 9日～平成20年 5月12日)	0
第2期計算期間(平成20年 5月13日～平成20年11月10日)	0
第3期計算期間(平成20年11月11日～平成21年 5月11日)	0
第4期計算期間(平成21年 5月12日～平成21年11月10日)	0
第5期計算期間(平成21年11月11日～平成22年 5月10日)	0
第6期計算期間(平成22年 5月11日～平成22年11月10日)	0
第7期計算期間(平成22年11月11日～平成23年 5月10日)	0
第8期計算期間(平成23年 5月11日～平成23年11月10日)	0
第9期計算期間(平成23年11月11日～平成24年 5月10日)	0

③【収益率の推移】

期 間	収益率(%)
第1期計算期間(平成20年 1月 9日～平成20年 5月12日)	△0.5
第2期計算期間(平成20年 5月13日～平成20年11月10日)	1.0
第3期計算期間(平成20年11月11日～平成21年 5月11日)	1.1
第4期計算期間(平成21年 5月12日～平成21年11月10日)	0.9
第5期計算期間(平成21年11月11日～平成22年 5月10日)	1.7
第6期計算期間(平成22年 5月11日～平成22年11月10日)	1.7
第7期計算期間(平成22年11月11日～平成23年 5月10日)	△0.3
第8期計算期間(平成23年 5月11日～平成23年11月10日)	1.3
第9期計算期間(平成23年11月11日～平成24年 5月10日)	1.1

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

（参考情報）

当初設定日：2008年 1月 9日

作成基準日：2012年5月31日

基準価額・純資産の推移



※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

基準価額	10,865円
純資産総額	25億円

〈基準価額の騰落率〉

1ヶ月	0.51%
3ヶ月	1.02%
6ヶ月	1.87%
1年	2.81%
3年	6.99%
5年	—
設定来	8.65%

※上記は作成基準日からの期間です。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

設定来分配金合計額:0円

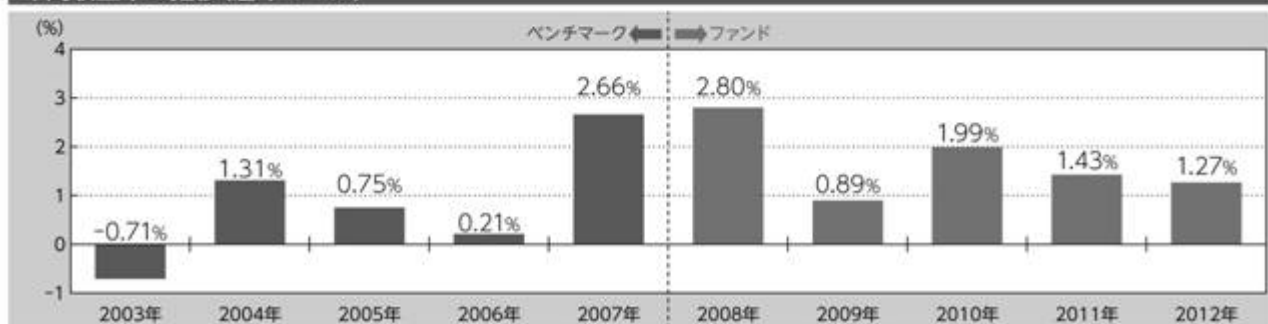
決算期	2010年5月	2010年11月	2011年5月	2011年11月	2012年5月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金額は株価、金利、為替などの変動の影響を受けて変動し、分配対象額が少額の場合、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

銘柄名	国/地域	種類	利率	償還期限	実質投資比率
第285回利付国債(10年)	日本	国債証券	1.7%	2017/3/20	1.4%
第87回利付国債(5年)	日本	国債証券	0.5%	2014/12/20	1.1%
第99回利付国債(5年)	日本	国債証券	0.4%	2016/9/20	1.0%
第320回利付国債(10年)	日本	国債証券	1.0%	2021/12/20	1.0%
第296回利付国債(10年)	日本	国債証券	1.5%	2018/9/20	1.0%
第288回利付国債(10年)	日本	国債証券	1.7%	2017/9/20	0.9%
第256回利付国債(10年)	日本	国債証券	1.4%	2013/12/20	0.9%
第264回利付国債(10年)	日本	国債証券	1.5%	2014/9/20	0.9%
第101回利付国債(5年)	日本	国債証券	0.4%	2016/12/20	0.9%
第289回利付国債(10年)	日本	国債証券	1.5%	2017/12/20	0.9%

年間収益率の推移（暦年ベース）



※2008年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2012年は年初から作成基準日までの収益率です。

※2003年～2007年は、ファンドのベンチマークである「NOMURA-BPI 総合」の年間収益率です。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、委託者のホームページでご確認いただけます。

(4) 【設定及び解約の実績】

期 間	設定口数（口）	解約口数（口）	受益権総口数（口）
第1期計算期間 (平成20年 1月 9日～平成20年 5月12日)	180,399,647	24,046,112	156,353,535
第2期計算期間 (平成20年 5月13日～平成20年11月10日)	367,873,065	136,912,108	387,314,492
第3期計算期間 (平成20年11月11日～平成21年 5月11日)	461,564,723	186,557,320	662,321,895
第4期計算期間 (平成21年 5月12日～平成21年11月10日)	572,377,752	227,911,038	1,006,788,609

第5期計算期間 (平成21年11月11日～平成22年 5月10日)	498,829,147	269,130,786	1,236,486,970
第6期計算期間 (平成22年 5月11日～平成22年11月10日)	621,066,652	242,915,458	1,614,638,164
第7期計算期間 (平成22年11月11日～平成23年 5月10日)	732,650,786	508,108,928	1,839,180,022
第8期計算期間 (平成23年 5月11日～平成23年11月10日)	547,586,954	278,845,259	2,107,921,717
第9期計算期間 (平成23年11月11日～平成24年 5月10日)	736,294,422	570,398,071	2,273,818,068

(注)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

本ファンドの受益権の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された本ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（イ）申込手続

- ①本ファンドの受益権の取得申込者は、指定販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行います。
- ②取得申込みは、申込期間における毎営業日に、指定販売会社の営業所等で受け付けます。
- ③取得申込みの受付は、原則として、指定販売会社の営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付になります。
- ④本ファンドの受益権の販売価額は、取得申込受付日の基準価額とします。
- ⑤申込代金の払込みについては、指定販売会社が指定する期日までに申込みの指定販売会社に支払うものとし、
- ⑥申込みには、収益の分配がなされた場合、税金を差し引いた後の分配金を受領する「一般コース」と、税金を差し引いた後の分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があり（以下、「一般コース」は「分配金受取りコース」、「自動けいぞく投資コース」は「分配金再投資コース」とそれぞれ読み替えるものとし、）、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には、取得申込者は指定販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を別途締結します。なお、指定販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとし、指定販売会社によって取扱いは異なる場合があります。取扱いコースの詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」に記載されている先と同じです。
なお、指定販売会社によっては、定時定額で購入する「自動購入サービス」を利用することもできます。当該サービスを利用する場合には指定販売会社との間で「自動購入サービス」に関する取り決め（指定販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとし、）を行うものとし、
- ⑦取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（ロ）申込単位

指定販売会社が個別に定める単位とします。詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」に記載されている先と同じです。

（ハ）申込手数料

- ①申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込受付日の基準価額に、指定販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。平成24年8月1日現在の申込手数料率の上限は、2.10%（税抜2.00%）です。

申込手数料の詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」に記載されている先と同じです。

- ②自動けいぞく投資契約にもとづき収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

2【換金（解約）手続等】

（イ）受益権の買取請求

本ファンドのご換金の方法は、ご解約の請求のほか受益権の買取の方法によることができます。ただし、受益権の買取は、指定販売会社によっては行わない場合がありますので、詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」に記載されている先と同じです。

（ロ）受益権のご解約の請求

ご解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同一口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者にご解約の請求をすることができます。ご解約の請求の受付は、原則として、指定販売会社の営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付になります。なお、解約単位は、指定販売会社が個別に定める単位とします。

- ②受益者が前記①のご解約の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- ③委託者は、前記①のご解約の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

- ④ご解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から、当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を信託財産留保金として控除した価額（解約価額）とします。

解約価額＝解約請求受付日の基準価額－信託財産留保金

＝解約請求受付日の基準価額－（解約請求受付日の基準価額×0.05%）

- ⑤ご解約の受取金額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた額（解約代金）となります。

- ⑥解約代金は、原則として、解約請求受付日より起算して4営業日目から指定販売会社の営業所等において支払います。

- ⑦委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、前記①によるご解約の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けたご解約の請求の受付を取り消すことができます。

- ⑧前記⑦により、ご解約の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がそのご解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権のご解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご解約の請求を受け付けたものとして、前記④の規定に準じて計算された価額とします。

- ⑨解約単位および解約価額に関する投資者の皆様による照会方法等については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」に記載されている先と同じです。

（ハ）換金制限

本ファンドの規模および商品性格などにもとづき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間および金額の制限を行う場合があります。詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ

せ先は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」に記載されている先と同じです。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(イ) 基準価額の算出方法

基準価額とは、投資信託財産に属する有価証券（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）、金融商品等のすべての資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した純資産総額を、本ファンドの基準価額計算日における受益権総口数で除した1口当たり純資産価額をいいます。なお、投資信託財産に属する有価証券等の資産の時価評価は、原則として、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって評価します。

[主要な投資対象の評価方法]

①本ファンドの主要な投資対象であるマザーファンド受益証券の評価方法

原則として、本ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主要な投資対象である公社債の評価方法

原則として、次のいずれかから入手した価額で評価します。

- 1) 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）
- 2) 価格情報会社の提供する価額
- 3) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）

(ロ) 基準価額の算出頻度

基準価額は、委託者の営業日において日々算出されます。

(ハ) 基準価額に関する投資者による照会方法等

基準価額は、委託者および指定販売会社で入手できます。投資者の皆様による照会方法等については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」に記載されている先と同じです。

なお、基準価額は、翌日の日本経済新聞に掲載されます。ただし、表示は1万口当りに換算した価額で行われます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成20年1月9日から投資信託約款第4条の規定による信託終了の日までとします。（原則無期限）

(4)【計算期間】

原則として、毎年5月11日から11月10日までおよび11月11日から翌年5月10日までとします。（第1計算期間は、平成20年1月9日から平成20年5月12日までとします。）なお、当該計算期間終了の該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(イ) 信託の終了

- ①(a)委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b)委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (c)委託者は、前記(a)および(b)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (d)前記(c)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (e)前記(c)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (f)前記(c)から(e)までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(c)から(e)までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- ②委託者は、監督官庁より、この投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- ③委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、後記「（ロ）投資信託約款の変更等①(b)」の書面決議で否決された場合を除き、この信託はその委託者と受託者との間において存続します。
- ④受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- （ロ）投資信託約款の変更等
- ①(a)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」）をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b)委託者は、前記(a)の事項（前記(a)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c)前記(b)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- (d)前記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f)前記(b)から(e)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g)前記(a)から(f)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- ②委託者は、監督官庁の命令にもとづいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前記①に記載されている手続きにしたがいます。
- (ハ) 指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約の更改等に関する手続
指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、契約満了日の3ヶ月前までに別段の意思表示のないときは、同一条件にて自動的に1年間更新され、以後も同様とします。期間の途中において必要あるときは、契約の一部を変更することができます。
- (ニ) 運用報告書
委託者は、計算期間の末日ごとおよび償還時に、期間中の運用経過のほか投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として当該投資信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。
- (ホ) 信託事務処理の再信託
受託者は、本ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類にもとづいて所定の事務を行います。
- (ヘ) 公告
委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- (ト) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限
受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
- ①他の受益者の氏名または名称および住所
- ②他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

本ファンドの受益者が有する主な権利は、以下の通りです。なお、本ファンドの受益権の1口当たり投資信託財産持分は、すべて均等かつ同一であり、取得申込日の前後等により受益者間で1口当たり持分の差異が生じることはありません。

(イ) 収益分配金請求権

受益者は、委託者が支払いを決定した収益分配金を持分に应じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。収益分配金の支払いは指定販売会社の営業所等において行います。

前記にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者については、収益分配金は、自動的に本ファンドの受益権に再投資されます。この場合、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に支払われ、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、

受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属するものとします。

※分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者として、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は、税金を差し引いた後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、原則として償還日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。償還金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行われます。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

（ハ）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、ご解約の請求をすることにより換金する権利を有します。

（二）反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

（ホ）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託者に対し、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

なお、受益者には、受益者集会の権利はありません。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（平成23年11月11日から平成24年5月10日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- （3）住信アセットマネジメント株式会社は平成24年4月1日をもって中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、商号を三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に変更しております。

1 【財務諸表】
SMT 国内債券インデックス・オープン
(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 (平成23年11月10日現在)	第9期 (平成24年 5 月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,814,491	8,826,235
親投資信託受益証券	2,259,414,388	2,463,166,876
未収入金	506,826	—
未収利息	7	12
流動資産合計	2,265,735,712	2,471,993,123
資産合計	2,265,735,712	2,471,993,123
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,774,136	3,671,715
未払受託者報酬	446,144	510,317
未払委託者報酬	4,015,269	4,548,637
その他未払費用	55,707	63,737
流動負債合計	6,291,256	8,794,406
負債合計	6,291,256	8,794,406
純資産の部		
元本等		
元本	2,107,921,717	2,273,818,068
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	151,522,739	189,380,649
（分配準備積立金）	51,699,064	65,130,068
元本等合計	2,259,444,456	2,463,198,717
純資産合計	2,259,444,456	2,463,198,717
負債純資産合計	2,265,735,712	2,471,993,123

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期 (自 平成23年 5 月11日 至 平成23年11月10日)	第9期 (自 平成23年11月11日 至 平成24年 5 月10日)
営業収益		
受取利息	1,495	1,810
有価証券売買等損益	32,609,048	30,514,590
営業収益合計	32,610,543	30,516,400
営業費用		
受託者報酬	446,144	510,317
委託者報酬	4,015,269	4,548,637
その他費用	55,707	63,737
営業費用合計	4,517,120	5,122,691
営業利益又は営業損失（△）	28,093,423	25,393,709
経常利益又は経常損失（△）	28,093,423	25,393,709
当期純利益又は当期純損失（△）	28,093,423	25,393,709
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,846,049	887,143
期首剰余金又は期首欠損金（△）	106,152,694	151,522,739
剰余金増加額又は欠損金減少額	35,283,730	54,227,010
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	35,283,730	54,227,010
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,161,059	40,875,666
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,161,059	40,875,666
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	151,522,739	189,380,649

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第9期 (自 平成23年11月11日 至 平成24年 5月10日)
資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法により親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第8期 (平成23年11月10日現在)	第9期 (平成24年 5月10日現在)
1. 期首元本額	1,839,180,022円	2,107,921,717円
期中追加設定元本額	547,586,954円	736,294,422円
期中一部解約元本額	278,845,259円	570,398,071円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,107,921,717口	2,273,818,068口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第8期 (自 平成23年 5月11日 至 平成23年11月10日)	第9期 (自 平成23年11月11日 至 平成24年 5月10日)
分配金の計算過程	計算期間末における経費控除後の配当等収益(12,825,935円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益(6,015,122円)、収益調整金(99,823,675円)及び分配準備積立金(32,858,007円)により、分配対象収益は151,522,739円(1万口当たり718円82銭)であります。分配は見送りとさせていただきます。	計算期間末における経費控除後の配当等収益(13,946,752円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益(10,559,814円)、収益調整金(124,250,581円)及び分配準備積立金(40,623,502円)により、分配対象収益は189,380,649円(1万口当たり832円87銭)であります。分配は見送りとさせていただきます。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第9期 (自 平成23年11月11日 至 平成24年 5月10日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、金融商品に対する取組方針は投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として「国内債券インデックス マザーファンド」の受益証券への投資を通じてわが国の公社債を中心に投資を行い、ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)と連動する投資成果を目標として運用を行います。 なお、当ファンドには、以下のリスクがあります。 ・金利変動リスク ・信用リスク
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用各部から独立した部署によって、ファンドの運用状況や運用ガイドライン、法令等の遵守状況についてモニタリングを行います(運用を外部委託しているファンドも含みます。) モニタリング結果は、原則月1回(必要に応じ随時)開催される運用リスクの管理、コンプライアンスに関する委員会等に報告され、委員会等は適切な運用リスク管理・法令遵守に必要な措置を講じます。 内部監査部門は、独立した立場でリスク管理体制の適切性・有効性を検証し、評価を行います。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価に関する事項

項目	第9期 (平成24年 5月10日現在)
----	------------------------

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	a. 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 b. コールローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第8期 (平成23年11月10日現在)	第9期 (平成24年 5月10日現在)
	当計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	33,362,212	31,135,787
合計	33,362,212	31,135,787

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、決算日現在の評価換え額です。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第8期 (平成23年11月10日現在)	第9期 (平成24年 5月10日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第9期 (自 平成23年11月11日 至 平成24年 5月10日)
当計算期間中に利害関係人との間で、一般の取引条件と同様のもの以外の取引は行っておりません。 また、当ファンドの関連当事者である受託会社及び投資信託委託業者と財務諸表上で開示している報酬等の給付以外の取引は行っておりません。

(1口当たり情報)

第8期 (平成23年11月10日現在)	第9期 (平成24年 5月10日現在)
1口当たり純資産額 = 1.0719円 (1万口当たり純資産額 = 10,719円)	1口当たり純資産額 = 1.0833円 (1万口当たり純資産額 = 10,833円)

(4)【附属明細表】（平成24年5月10日現在）

1) 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	総口数(口)	評価額 (円)
親投資信託受益証券	国内債券インデックス マザーファンド	1,984,344,539	2,463,166,876
合計		1,984,344,539	2,463,166,876

2) 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3) デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「SMT 国内債券インデックス・オープン」は、「国内債券インデックス マザーファンド」を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、「国内債券インデックス マザーファンド」の受益証券です。

「国内債券インデックス マザーファンド」の状況は次の通りです。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「国内債券インデックス マザーファンド」の状況

(1)貸借対照表

(単位：円)

	(平成23年11月10日現在)	(平成24年 5月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	453,384,148	226,743,057
国債証券	136,999,150,000	153,297,493,700
地方債証券	11,777,042,381	13,207,174,180
特殊債券	17,524,339,117	18,706,372,805
社債券	13,559,490,963	14,152,317,528
未収利息	600,652,444	634,303,237
前払費用	20,912,269	38,427,591
流動資産合計	180,934,971,322	200,262,832,098
資産合計	180,934,971,322	200,262,832,098
負債の部		
流動負債		
未払解約金	71,594,677	66,238,486
流動負債合計	71,594,677	66,238,486
負債合計	71,594,677	66,238,486
純資産の部		
元本等		
元本	147,545,043,246	161,282,682,818
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	33,318,333,399	38,913,910,794
元本等合計	180,863,376,645	200,196,593,612
純資産合計	180,863,376,645	200,196,593,612
負債純資産合計	180,934,971,322	200,262,832,098

(注) 「国内債券インデックス マザーファンド」の計算期間は、原則として毎年5月30日から翌年5月29日までであり、「SMT 国内債券インデックス・オープン」の計算期間とは異なっております。上記の表は、平成23年11月10日及び平成24年5月10日現在の同マザーファンドの貸借対照表です。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	(自 平成23年11月11日 至 平成24年 5月10日)
資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価格、価格情報会社の提供する価格又は業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	(平成23年11月10日現在)	(平成24年 5月10日現在)
1. 期首元本額	140,688,188,256円	147,545,043,246円
期中追加設定元本額	18,096,978,993円	22,747,435,498円
期中一部解約元本額	11,240,124,003円	9,009,795,926円
期末元本額	147,545,043,246円	161,282,682,818円
元本額の内訳		
エマージング株式オープン	10,940,920円	10,940,920円
SBI資産設計オープン（資産成長型）	462,476,316円	517,103,484円
SBI資産設計オープン（分配型）	16,566,774円	15,933,416円
SMT 国内債券インデックス・オープン	1,843,216,176円	1,984,344,539円
世界経済インデックスファンド	56,869,199円	65,099,937円
マイセレクション25	198,922,366円	188,803,395円
マイセレクション50	184,397,254円	161,625,682円
マイセレクション75	45,885,882円	44,909,364円
DCマイセレクション25	7,449,033,076円	8,870,178,972円
DCマイセレクション50	9,500,505,351円	10,666,337,552円

DCマイセレーション75	2,409,072,644円	2,701,160,668円
DC日本債券インデックス・オープン	351,773,470円	361,112,686円
DC日本債券インデックス・オープンS	32,335,292,451円	36,734,556,161円
DC日本債券インデックス・オープンP	10,892,020,778円	12,057,238,932円
DCマイセレーションS25	1,914,264,620円	2,400,823,312円
DCマイセレーションS50	2,268,511,224円	2,811,564,563円
DCマイセレーションS75	398,005,407円	480,551,762円
DCターゲット・イヤー ファンド2015	47,546,994円	42,686,797円
DCターゲット・イヤー ファンド2025	348,899,662円	450,642,318円
DCターゲット・イヤー ファンド2035	149,559,346円	203,429,509円
DCターゲット・イヤー ファンド2045	25,057,665円	37,213,348円
DC世界経済インデックスファンド	32,718円	202,754円
日本債券インデックス・オープン（SMA専用）	5,847,109,049円	10,117,135,492円
国内バランス60VA1（適格機関投資家専用）	69,119,130円	70,327,612円
マイセレーション50VA1（適格機関投資家専用）	529,105,125円	533,181,440円
マイセレーション75VA1（適格機関投資家専用）	69,236,770円	66,280,177円
国内バランス30VA2（適格機関投資家専用）	12,787,670円	12,779,525円
国内バランス60VA2（適格機関投資家専用）	13,785,012円	13,687,289円
マイセレーション50VA2（適格機関投資家専用）	2,359,816円	2,467,159円
バランス30VA1（適格機関投資家専用）	2,056,181,393円	2,125,242,453円
バランス50VA1（適格機関投資家専用）	3,167,125,266円	3,327,568,321円
バランス25VA2（適格機関投資家専用）	9,392,395,069円	9,508,380,454円
バランス50VA2（適格機関投資家専用）	819,433,230円	849,939,344円
バランスA（25）VA1（適格機関投資家専用）	15,428,404,110円	15,831,380,736円
バランスB（37.5）VA1（適格機関投資家専用）	1,627,933,550円	1,711,489,931円
バランスC（50）VA1（適格機関投資家専用）	5,757,186,634円	5,973,142,178円
世界バランスVA1（適格機関投資家専用）	3,699,450,895円	3,718,908,297円
世界バランスVA2（適格機関投資家専用）	5,170,415,169円	5,188,259,256円
バランスD（35）VA1（適格機関投資家専用）	2,468,757,964円	2,483,042,060円
グローバルバランスファンドVA35（適格機関投資家専用）	2,028,051,322円	2,049,501,850円
バランスE（25）VA1（適格機関投資家専用）	2,958,584,044円	2,918,298,888円
バランスF（25）VA1（適格機関投資家専用）	3,749,447,722円	3,861,693,051円
国内バランス25VA1（適格機関投資家専用）	296,483,962円	309,575,963円
グローバル・バランスファンド・シリーズ1	2,063,712,772円	715,341,737円
日本債券ファンド・シリーズ1	9,409,127,279円	9,088,599,534円
2. 計算期間末日における受益権の総数	147,545,043,246口	161,282,682,818口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	（自 平成23年11月11日 至 平成24年 5月10日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、金融商品に対する取組方針は投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、わが国の公社債を中心に投資を行い、ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)と連動する投資成果を目標として運用を行います。 なお、当ファンドには、以下のリスクがあります。 ・金利変動リスク ・信用リスク
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用各部から独立した部署によって、ファンドの運用状況や運用ガイドライン、法令等の遵守状況についてモニタリングを行います（運用を外部委託しているファンドも含みます。）。 モニタリング結果は、原則月1回（必要に応じ随時）開催される運用リスクの管理、コンプライアンスに関する委員会等に報告され、委員会等は適切な運用リスク管理・法令遵守に必要な措置を講じます。 内部監査部門は、独立した立場でリスク管理体制の適切性・有効性を検証し、評価を行います。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	---

II 金融商品の時価に関する事項

項目	(平成24年 5月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	a. 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 b. コールローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	(平成23年11月10日現在)	(平成24年 5月10日現在)
	当計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	1,325,604,900	2,162,504,000
地方債証券	101,220,546	144,324,867
特殊債券	119,600,479	184,607,215
社債券	△157,277,825	22,514,740
合計	1,389,148,100	2,513,950,822

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(平成23年11月10日現在)	(平成24年 5月10日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成23年11月11日 至 平成24年 5月10日)
本報告書における開示対象ファンドの計算期間中に利害関係人との間で、一般の取引条件と同様のものの以外の取引は行っておりません。 また、当ファンドの関連当事者である受託会社及び投資信託委託業者と財務諸表上で開示している報酬等の給付以外の取引は行っておりません。

(1口当たり情報)

(平成23年11月10日現在)	(平成24年 5月10日現在)
1口当たり純資産額 = 1.2258円 (1万口当たり純資産額 = 12,258円)	1口当たり純資産額 = 1.2413円 (1万口当たり純資産額 = 12,413円)

(3) 附属明細表（平成24年5月10日現在）

1) 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
----	----	----------	---------	----

国債証券	第100回利付国債（20年）	400,000,000	442,368,000
	第101回利付国債（20年）	160,000,000	181,577,600
	第101回利付国債（5年）	2,020,000,000	2,035,634,800
	第102回利付国債（20年）	240,000,000	272,068,800
	第102回利付国債（5年）	630,000,000	632,003,400
	第103回利付国債（20年）	280,000,000	313,521,600
	第103回利付国債（5年）	850,000,000	852,031,500
	第104回利付国債（20年）	260,000,000	283,725,000
	第105回利付国債（20年）	540,000,000	588,340,800
	第106回利付国債（20年）	270,000,000	298,147,500
	第107回利付国債（20年）	190,000,000	206,663,000
	第108回利付国債（20年）	520,000,000	550,206,800
	第109回利付国債（20年）	200,000,000	211,328,000
	第10回利付国債（30年）	120,000,000	107,509,200
	第110回利付国債（20年）	650,000,000	706,251,000
	第111回利付国債（20年）	200,000,000	219,952,000
	第112回利付国債（20年）	500,000,000	542,305,000
	第113回利付国債（20年）	1,030,000,000	1,115,860,800
	第114回利付国債（20年）	380,000,000	411,175,200
	第115回利付国債（20年）	550,000,000	603,614,000
	第116回利付国債（20年）	480,000,000	526,195,200
	第117回利付国債（20年）	600,000,000	648,402,000
	第118回利付国債（20年）	900,000,000	957,240,000
	第119回利付国債（20年）	180,000,000	185,704,200
	第11回利付国債（30年）	90,000,000	90,069,300
	第121回利付国債（20年）	940,000,000	983,493,800
	第122回利付国債（20年）	120,000,000	123,667,200
	第123回利付国債（20年）	610,000,000	657,488,500
	第124回利付国債（20年）	280,000,000	297,119,200
	第125回利付国債（20年）	380,000,000	415,423,600
	第126回利付国債（20年）	300,000,000	318,300,000
	第127回利付国債（20年）	330,000,000	344,586,000
	第128回利付国債（20年）	470,000,000	490,628,300
	第129回利付国債（20年）	570,000,000	585,817,500
	第12回利付国債（30年）	120,000,000	128,526,000
	第130回利付国債（20年）	420,000,000	431,138,400
	第131回利付国債（20年）	610,000,000	615,825,500
	第132回利付国債（20年）	330,000,000	332,689,500
	第133回利付国債（20年）	650,000,000	666,412,500
	第134回利付国債（20年）	330,000,000	338,157,600
	第135回利付国債（20年）	180,000,000	181,479,600
	第13回利付国債（30年）	190,000,000	200,111,800
	第14回利付国債（30年）	300,000,000	337,761,000
	第15回利付国債（30年）	190,000,000	217,563,300
	第16回利付国債（30年）	220,000,000	251,563,400
	第17回利付国債（30年）	210,000,000	236,317,200
	第18回利付国債（30年）	320,000,000	353,926,400
	第19回利付国債（30年）	180,000,000	199,069,200
	第1回利付国債（30年）	40,000,000	47,652,000
	第1回利付国債（40年）	150,000,000	167,421,000
	第20回利付国債（30年）	200,000,000	228,850,000
	第21回利付国債（30年）	160,000,000	176,764,800
	第22回利付国債（30年）	220,000,000	251,787,800
	第23回利付国債（20年）	40,000,000	42,916,400
	第23回利付国債（30年）	230,000,000	263,255,700
	第24回利付国債（20年）	20,000,000	21,696,200
	第24回利付国債（30年）	190,000,000	217,489,200
	第250回利付国債（10年）	490,000,000	492,156,000
	第251回利付国債（10年）	660,000,000	665,808,000
	第252回利付国債（10年）	510,000,000	515,049,000

第253回利付国債（10年）	730,000,000	744,746,000
第254回利付国債（10年）	550,000,000	559,625,000
第255回利付国債（10年）	240,000,000	244,524,000
第256回利付国債（10年）	1,720,000,000	1,755,776,000
第257回利付国債（10年）	660,000,000	672,619,200
第258回利付国債（10年）	210,000,000	214,630,500
第259回利付国債（10年）	940,000,000	964,195,600
第25回利付国債（20年）	60,000,000	64,423,800
第25回利付国債（30年）	290,000,000	320,461,600
第260回利付国債（10年）	490,000,000	505,356,600
第261回利付国債（10年）	510,000,000	528,120,300
第262回利付国債（10年）	480,000,000	498,062,400
第263回利付国債（10年）	410,000,000	424,386,900
第264回利付国債（10年）	1,800,000,000	1,858,932,000
第265回利付国債（10年）	670,000,000	694,166,900
第266回利付国債（10年）	370,000,000	382,383,900
第267回利付国債（10年）	590,000,000	608,219,200
第268回利付国債（10年）	560,000,000	582,024,800
第269回利付国債（10年）	1,450,000,000	1,498,792,500
第26回利付国債（20年）	20,000,000	22,065,600
第26回利付国債（30年）	440,000,000	495,101,200
第270回利付国債（10年）	1,040,000,000	1,077,752,000
第271回利付国債（10年）	730,000,000	754,243,300
第272回利付国債（10年）	530,000,000	552,376,600
第273回利付国債（10年）	1,220,000,000	1,275,583,200
第274回利付国債（10年）	530,000,000	555,636,100
第275回利付国債（10年）	280,000,000	292,541,200
第276回利付国債（10年）	480,000,000	504,936,000
第277回利付国債（10年）	270,000,000	284,763,600
第278回利付国債（10年）	920,000,000	977,343,600
第279回利付国債（10年）	440,000,000	470,791,200
第27回利付国債（20年）	50,000,000	55,752,500
第27回利付国債（30年）	480,000,000	550,468,800
第280回利付国債（10年）	1,390,000,000	1,487,022,000
第281回利付国債（10年）	750,000,000	805,402,500
第282回利付国債（10年）	1,160,000,000	1,234,820,000
第283回利付国債（10年）	680,000,000	726,797,600
第284回利付国債（10年）	1,360,000,000	1,451,378,400
第285回利付国債（10年）	2,790,000,000	2,985,244,200
第286回利付国債（10年）	1,160,000,000	1,249,934,800
第287回利付国債（10年）	640,000,000	692,838,400
第288回利付国債（10年）	1,740,000,000	1,869,316,800
第289回利付国債（10年）	1,710,000,000	1,821,047,400
第28回利付国債（20年）	20,000,000	22,777,800
第28回利付国債（30年）	370,000,000	424,297,500
第290回利付国債（10年）	870,000,000	922,617,600
第291回利付国債（10年）	420,000,000	442,995,000
第292回利付国債（10年）	520,000,000	560,554,800
第293回利付国債（10年）	710,000,000	770,577,200
第294回利付国債（10年）	610,000,000	658,598,700
第295回利付国債（10年）	300,000,000	320,130,000
第296回利付国債（10年）	1,980,000,000	2,114,283,600
第297回利付国債（10年）	840,000,000	892,021,200
第298回利付国債（10年）	1,060,000,000	1,118,840,600
第299回利付国債（10年）	820,000,000	865,157,400
第29回利付国債（20年）	60,000,000	68,148,600
第29回利付国債（30年）	650,000,000	732,803,500
第2回利付国債（30年）	160,000,000	180,331,200
第2回利付国債（40年）	300,000,000	317,784,000
第300回利付国債（10年）	910,000,000	972,517,000

第301回利付国債（10年）	890,000,000	951,356,600
第302回利付国債（10年）	400,000,000	424,832,000
第303回利付国債（10年）	1,060,000,000	1,126,059,200
第304回利付国債（10年）	390,000,000	411,543,600
第305回利付国債（10年）	1,660,000,000	1,750,204,400
第305回利付国債（2年）	580,000,000	580,597,400
第306回利付国債（10年）	1,480,000,000	1,569,924,800
第306回利付国債（2年）	880,000,000	881,020,800
第307回利付国債（2年）	700,000,000	700,833,000
第308回利付国債（10年）	600,000,000	630,984,000
第308回利付国債（2年）	870,000,000	869,939,100
第309回利付国債（10年）	970,000,000	1,004,745,400
第309回利付国債（2年）	970,000,000	969,922,400
第30回利付国債（20年）	80,000,000	89,543,200
第30回利付国債（30年）	440,000,000	486,424,400
第310回利付国債（10年）	1,650,000,000	1,693,065,000
第310回利付国債（2年）	600,000,000	600,852,000
第311回利付国債（10年）	160,000,000	161,580,800
第311回利付国債（2年）	680,000,000	681,020,000
第312回利付国債（10年）	1,830,000,000	1,904,243,100
第312回利付国債（2年）	920,000,000	919,917,200
第313回利付国債（10年）	1,250,000,000	1,309,225,000
第313回利付国債（2年）	1,000,000,000	999,910,000
第314回利付国債（10年）	680,000,000	700,617,600
第315回利付国債（10年）	1,550,000,000	1,608,047,500
第315回利付国債（2年）	390,000,000	389,961,000
第316回利付国債（10年）	930,000,000	956,505,000
第317回利付国債（10年）	700,000,000	718,585,000
第318回利付国債（10年）	1,650,000,000	1,678,710,000
第319回利付国債（10年）	600,000,000	614,676,000
第31回利付国債（20年）	80,000,000	90,229,600
第31回利付国債（30年）	500,000,000	541,620,000
第320回利付国債（10年）	2,080,000,000	2,111,428,800
第321回利付国債（10年）	1,500,000,000	1,519,065,000
第32回利付国債（20年）	50,000,000	56,776,000
第32回利付国債（30年）	680,000,000	751,434,000
第33回利付国債（20年）	140,000,000	161,751,800
第33回利付国債（30年）	680,000,000	706,186,800
第34回利付国債（20年）	50,000,000	57,855,000
第34回利付国債（30年）	770,000,000	833,224,700
第35回利付国債（20年）	10,000,000	11,475,000
第35回利付国債（30年）	900,000,000	932,778,000
第36回利付国債（20年）	70,000,000	80,042,200
第36回利付国債（30年）	470,000,000	486,360,700
第37回利付国債（20年）	70,000,000	80,411,100
第38回利付国債（20年）	20,000,000	22,713,400
第39回利付国債（20年）	500,000,000	565,130,000
第3回利付国債（30年）	120,000,000	133,332,000
第3回利付国債（40年）	340,000,000	358,900,600
第40回利付国債（20年）	100,000,000	111,806,000
第41回利付国債（20年）	330,000,000	352,436,700
第42回利付国債（20年）	80,000,000	91,428,000
第43回利付国債（20年）	140,000,000	163,830,800
第44回利付国債（20年）	170,000,000	194,723,100
第45回利付国債（20年）	290,000,000	329,993,900
第46回利付国債（20年）	170,000,000	190,806,300
第47回利付国債（20年）	90,000,000	101,135,700
第48回利付国債（20年）	130,000,000	149,477,900
第49回利付国債（20年）	140,000,000	156,406,600
第4回利付国債（30年）	110,000,000	132,801,900

第4回利付国債（40年）	490,000,000	513,667,000
第50回利付国債（20年）	220,000,000	241,808,600
第51回利付国債（20年）	100,000,000	110,747,000
第52回利付国債（20年）	110,000,000	122,821,600
第53回利付国債（20年）	80,000,000	89,353,600
第54回利付国債（20年）	200,000,000	225,270,000
第55回利付国債（20年）	140,000,000	155,128,400
第56回利付国債（20年）	150,000,000	166,123,500
第57回利付国債（20年）	240,000,000	263,318,400
第58回利付国債（20年）	300,000,000	329,346,000
第59回利付国債（20年）	200,000,000	215,382,000
第5回利付国債（30年）	50,000,000	54,693,000
第60回利付国債（20年）	350,000,000	366,226,000
第61回利付国債（20年）	240,000,000	240,823,200
第62回利付国債（20年）	250,000,000	244,880,000
第63回利付国債（20年）	200,000,000	217,070,000
第64回利付国債（20年）	320,000,000	350,256,000
第65回利付国債（20年）	300,000,000	328,068,000
第66回利付国債（20年）	180,000,000	194,868,000
第67回利付国債（20年）	240,000,000	262,188,000
第68回利付国債（20年）	140,000,000	157,630,200
第69回利付国債（20年）	250,000,000	278,690,000
第6回利付国債（30年）	190,000,000	213,881,100
第70回利付国債（20年）	300,000,000	344,409,000
第71回利付国債（20年）	320,000,000	360,089,600
第72回利付国債（20年）	560,000,000	623,274,400
第72回利付国債（5年）	730,000,000	741,198,200
第73回利付国債（20年）	250,000,000	275,055,000
第73回利付国債（5年）	670,000,000	678,803,800
第74回利付国債（20年）	150,000,000	166,786,500
第74回利付国債（5年）	640,000,000	646,297,600
第75回利付国債（20年）	130,000,000	144,391,000
第75回利付国債（5年）	440,000,000	445,913,600
第76回利付国債（20年）	240,000,000	260,880,000
第76回利付国債（5年）	770,000,000	781,388,300
第77回利付国債（20年）	160,000,000	175,814,400
第77回利付国債（5年）	510,000,000	516,165,900
第78回利付国債（20年）	140,000,000	151,781,000
第78回利付国債（5年）	390,000,000	394,960,800
第79回利付国債（20年）	210,000,000	230,323,800
第79回利付国債（5年）	170,000,000	171,618,400
第7回利付国債（30年）	290,000,000	321,505,600
第80回利付国債（20年）	220,000,000	243,933,800
第80回利付国債（5年）	480,000,000	485,337,600
第81回利付国債（20年）	160,000,000	175,134,400
第81回利付国債（5年）	1,270,000,000	1,286,281,400
第82回利付国債（20年）	540,000,000	597,650,400
第82回利付国債（5年）	1,390,000,000	1,410,391,300
第83回利付国債（20年）	360,000,000	397,886,400
第83回利付国債（5年）	460,000,000	467,663,600
第84回利付国債（20年）	460,000,000	503,033,000
第84回利付国債（5年）	1,750,000,000	1,771,822,500
第85回利付国債（20年）	210,000,000	231,892,500
第85回利付国債（5年）	1,380,000,000	1,399,264,800
第86回利付国債（20年）	210,000,000	237,150,900
第86回利付国債（5年）	200,000,000	202,324,000
第87回利付国債（20年）	310,000,000	346,195,600
第87回利付国債（5年）	2,140,000,000	2,161,656,800
第88回利付国債（20年）	470,000,000	530,113,000
第88回利付国債（5年）	1,490,000,000	1,506,285,700

	第89回利付国債（20年）	320,000,000	356,870,400
	第89回利付国債（5年）	1,310,000,000	1,321,121,900
	第8回利付国債（30年）	50,000,000	51,071,500
	第90回利付国債（20年）	590,000,000	657,407,500
	第90回利付国債（5年）	220,000,000	221,188,000
	第91回利付国債（20年）	290,000,000	326,856,100
	第91回利付国債（5年）	200,000,000	201,768,000
	第92回利付国債（20年）	760,000,000	835,642,800
	第92回利付国債（5年）	1,260,000,000	1,266,930,000
	第93回利付国債（20年）	280,000,000	303,637,600
	第93回利付国債（5年）	820,000,000	830,282,800
	第94回利付国債（20年）	500,000,000	549,100,000
	第94回利付国債（5年）	1,310,000,000	1,331,117,200
	第95回利付国債（20年）	430,000,000	483,363,000
	第95回利付国債（5年）	620,000,000	630,192,800
	第96回利付国債（20年）	280,000,000	307,112,400
	第96回利付国債（5年）	900,000,000	911,358,000
	第97回利付国債（20年）	510,000,000	565,488,000
	第97回利付国債（5年）	1,470,000,000	1,482,553,800
	第98回利付国債（20年）	320,000,000	350,297,600
	第99回利付国債（20年）	700,000,000	765,688,000
	第99回利付国債（5年）	2,220,000,000	2,238,181,800
	第9回ポーランド共和国円貨債券（2009）	100,000,000	101,399,000
	第9回利付国債（30年）	150,000,000	142,698,000
	小計	146,000,000,000	153,297,493,700
地方債証券	第113回福岡北九州高速道路債券	100,000,000	110,403,000
	第11回東京都公募公債（30年）	100,000,000	104,098,000
	第124回神奈川県公募公債	10,000,000	10,212,600
	第12回す号名古屋市公募公債	100,000,000	105,607,000
	第144回神奈川県公募公債	100,000,000	107,036,000
	第14回共同発行市場公募地方債	100,200,000	102,913,416
	第150回神奈川県公募公債	100,000,000	107,091,000
	第15回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,040,000
	第167回神奈川県公募公債	140,000,000	149,242,800
	第16回神奈川県公募公債（20年）	100,000,000	106,065,000
	第172回神奈川県公募公債	200,000,000	210,162,000
	第17回東京都公募公債（20年）	100,000,000	107,337,000
	第19回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,499,000
	第19回東京都公募公債（20年）	100,000,000	107,621,000
	第21回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,203,000
	第23回東京都公募公債（20年）	100,000,000	106,694,000
	第262回大阪府公募公債（10年）	100,000,000	102,000,000
	第271回大阪府公募公債（10年）	100,000,000	103,337,000
	第284回大阪府公募公債（10年）	100,000,000	104,645,000
	第291回大阪府公募公債（10年）	100,000,000	106,881,000
	第29回共同発行市場公募地方債	200,000,000	207,886,000
	第307回大阪府公募公債（10年）	100,000,000	107,513,000
	第311回大阪府公募公債（10年）	100,000,000	106,869,000
	第33回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,985,000
	第35回共同発行市場公募地方債	100,000,000	105,176,000
	第38回共同発行市場公募地方債	100,000,000	107,044,000
	第3回共同発行市場公募地方債	20,000,000	20,075,200
	第3回東京都公募公債（20年）	100,000,000	112,227,000
	第40回共同発行市場公募地方債	120,000,000	129,243,600
	第41回共同発行市場公募地方債	100,000,000	107,386,000
	第46回共同発行市場公募地方債	136,500,000	146,048,175
	第47回大阪府公募公債（5年）	100,000,000	101,808,000
	第4回神奈川県公募公債（30年）	100,000,000	113,062,000
	第52回共同発行市場公募地方債	100,000,000	108,029,000
	第53回大阪府公募公債（5年）	200,000,000	202,564,000

第55回共同発行市場公募地方債	158,400,000	170,994,384
第56回共同発行市場公募地方債	100,000,000	107,304,000
第5回横浜市公募公債（20年）	100,000,000	110,549,000
第5回名古屋市公募公債（30年）	100,000,000	110,502,000
第602回東京都公募公債	20,000,000	20,361,400
第608回東京都公募公債	100,000,000	102,643,000
第611回東京都公募公債	40,000,000	41,410,400
第618回東京都公募公債	100,000,000	103,340,000
第622回東京都公募公債	100,000,000	103,419,000
第633回東京都公募公債	129,000,000	137,627,520
第639回東京都公募公債	50,000,000	53,398,000
第649回東京都公募公債	102,000,000	109,441,920
第650回東京都公募公債	140,000,000	151,099,200
第674回東京都公募公債	100,000,000	105,688,000
第678回東京都公募公債	100,000,000	105,603,000
第67回共同発行市場公募地方債	165,700,000	176,283,259
第691回東京都公募公債	100,000,000	103,969,000
第6回東京都公募公債（20年）	100,000,000	108,791,000
第72回大阪府公募公債（5年）	100,000,000	101,174,000
第75回共同発行市場公募地方債	200,000,000	214,878,000
第77回共同発行市場公募地方債	110,000,000	117,426,100
第78回共同発行市場公募地方債	100,000,000	105,657,000
第81回川崎市公募公債	100,000,000	106,850,000
第82回川崎市公募公債	100,000,000	106,527,000
第87回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,576,000
第89回共同発行市場公募地方債	150,300,000	154,000,386
第93回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,932,000
第94回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,798,000
第95回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,074,000
第97回共同発行市場公募地方債	200,000,000	209,688,000
第9回東京都公募公債（30年）	100,000,000	108,175,000
第9回名古屋市公募公債（20年）	100,000,000	106,860,000
平成15年度第5回札幌市公募公債	72,580,000	74,070,793
平成15年度第5回北海道公募公債	50,000,000	50,848,500
平成15年度第6回福岡市公募公債	124,600,000	127,092,000
平成15年度第6回兵庫県公募公債	10,000,000	10,197,100
平成16年度第1回広島県公募公債	100,000,000	103,103,000
平成16年度第1回新潟県公募公債	100,000,000	103,347,000
平成16年度第4回埼玉県公募公債	100,000,000	103,176,000
平成16年度第4回静岡県公募公債	150,000,000	155,248,500
平成16年度第4回兵庫県公募公債	200,000,000	205,602,000
平成16年度第8回千葉県公募公債	100,000,000	103,132,000
平成16年度第8回大阪市公募公債	100,000,000	103,091,000
平成17年度第10回大阪市公募公債	100,000,000	104,408,000
平成17年度第13回神戸市公募公債	100,000,000	105,050,000
平成17年度第13回兵庫県公募公債	200,000,000	210,786,000
平成17年度第1回横浜市公募公債	100,000,000	103,203,000
平成17年度第2回新潟県公募公債	100,000,000	104,856,000
平成17年度第3回埼玉県公募公債	100,000,000	103,549,000
平成17年度第6回札幌市公募公債	100,000,000	104,596,000
平成18年度第1回京都府公募公債	100,000,000	106,451,000
平成18年度第1回鹿児島県公募公債	100,000,000	107,090,000
平成18年度第1回北海道公募公債	100,000,000	105,818,000
平成18年度第2回埼玉県公募公債	100,000,000	107,067,000
平成18年度第7回千葉県公募公債	100,000,000	107,090,000
平成19年度第2回静岡県公募公債	100,000,000	108,103,000
平成19年度第7回大阪市公募公債	100,000,000	107,261,000
平成19年度第9回兵庫県公募公債	100,000,000	107,555,000
平成19年度第9回北海道公募公債	110,000,000	117,426,100
平成20年度第14回北海道公募公債	100,000,000	107,487,000

	平成20年度第1回広島県公募公債（20年）	100,000,000	110,969,000	
	平成20年度第4回静岡県公募公債	100,000,000	107,319,000	
	平成20年度第6回愛知県公募公債（10年）	100,000,000	107,778,000	
	平成21年度第12回千葉県公募公債	100,000,000	105,902,000	
	平成21年度第1回横浜市公募公債	200,000,000	214,034,000	
	平成21年度第1回北海道公募公債（5年）	100,000,000	101,796,000	
	平成21年度第2回千葉県公募公債	100,000,000	106,949,000	
	平成21年度第3回福岡県公募公債	100,000,000	106,831,000	
	平成21年度第4回福岡市公募公債（5年）	100,000,000	101,236,000	
	平成21年度第5回愛知県公募公債（20年）	100,000,000	109,720,000	
	平成21年度第5回横浜市公募公債	100,000,000	106,878,000	
	平成21年度第8回愛知県公募公債（10年）	100,000,000	105,667,000	
	平成21年度第9回千葉県公募公債	100,000,000	104,914,000	
	平成22年度第11回埼玉県公募公債	193,000,000	200,862,820	
	平成22年度第1回広島県公募公債	100,000,000	105,143,000	
	平成22年度第1回静岡市公募公債	100,000,000	101,830,000	
	平成22年度第5回大阪市公募公債	100,000,000	103,010,000	
	平成22年度第8回千葉県公募公債	120,000,000	122,314,800	
	平成23年度第1回愛知県公募公債（10年）	100,000,000	104,807,000	
	平成23年度第1回福岡県公募公債（20年）	100,000,000	104,657,000	
	平成23年度第1回北九州市公募公債（5年）	100,000,000	100,279,000	
	平成23年度第3回静岡県公募公債	103,290,000	106,530,207	
	小計	12,525,570,000	13,207,174,180	
特殊債券	い第704号商工債	100,000,000	101,926,000	
	い第705号商工債	100,000,000	102,110,000	
	い第707号農林債	250,000,000	255,335,000	
	い第710号農林債	100,000,000	101,635,000	
	い第715号農林債	100,000,000	101,136,000	
	い第718号商工債	100,000,000	101,173,000	
	い第721号商工債	150,000,000	151,398,000	
	い第721号農林債	100,000,000	100,993,000	
	い第722号商工債	100,000,000	100,781,000	
	い第722号農林債	100,000,000	100,844,000	
	い第723号農林債	200,000,000	201,732,000	
	い第726号商工債	100,000,000	100,637,000	
	い第729号商工債	100,000,000	101,540,000	
	い第740号農林債	100,000,000	100,509,000	
	第10回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	62,955,000	66,277,764	
	第10回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	105,406,000	
	第110回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,822,000	
	第115回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,273,000	
	第117回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	204,428,000	
	第11回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	211,386,000	
	第11回日本政策投資銀行債券	100,000,000	107,932,000	
	第122回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,250,000	
	第124回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	207,480,000	
	第125回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,796,000	
	第12回政府保証国民生活債券	179,000,000	183,143,850	
	第12回農林漁業金融公庫債券	100,000,000	109,391,000	
	第135回政府保証阪神高速道路債券	20,000,000	20,365,000	
	第139号商工債（3年）	100,000,000	100,159,000	
	第13回政府保証日本政策投資銀行債券	106,000,000	113,902,300	
	第13回日本政策投資銀行債券	100,000,000	102,490,000	
	第145回政府保証阪神高速道路債券	100,000,000	103,621,000	
	第14回政府保証日本政策投資銀行債券	100,000,000	111,165,000	
	第14回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	63,883,000	66,865,058	
	第15回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	64,274,000	67,218,391	
	第15回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,518,000	
	第176回政府保証中小企業債券	20,000,000	20,391,200	
	第17回公営企業債券	100,000,000	104,469,000	

第17回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,506,000
第182回政府保証中小企業債券	10,000,000	10,318,300
第18回株式会社日本政策金融公庫社債（一般担保付）	100,000,000	106,107,000
第18回政府保証地方公共団体金融機構債券	101,000,000	102,297,850
第190回政府保証首都高速道路債券	100,000,000	102,298,000
第193回政府保証首都高速道路債券	104,000,000	107,317,600
第19回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,724,000
第1回政府保証地方公営企業等金融機構債券	202,000,000	216,453,100
第1回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	106,598,000
第1回政府保証東日本高速道路債券	100,000,000	104,952,000
第1回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債	100,000,000	104,700,000
第1回政府保証日本政策金融公庫債券	100,000,000	102,578,000
第1回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	43,654,000	46,202,520
第1回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	59,939,000	63,464,611
第1回中日本高速道路株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	102,397,000
第200回政府保証首都高速道路債券	100,000,000	103,742,000
第21回道路債券	100,000,000	112,143,000
第224回信金中金債（5年）	100,000,000	101,473,000
第226回信金中金債（5年）	100,000,000	101,538,000
第228回信金中金債（5年）	100,000,000	101,878,000
第22回政府保証日本政策投資銀行債券	100,000,000	111,887,000
第22回中日本高速道路株式会社社債	200,000,000	203,056,000
第233回信金中金債（5年）	100,000,000	102,174,000
第237回信金中金債（5年）	100,000,000	101,749,000
第23回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,547,000
第243回信金中金債（5年）	100,000,000	101,267,000
第247回信金中金債（5年）	100,000,000	100,901,000
第25回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	72,999,000	77,891,392
第25回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	107,087,000
第28回公営企業債券	100,000,000	107,934,000
第28回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	78,899,000	82,762,684
第2回政府保証成田国際空港債券	147,000,000	154,679,280
第2回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	105,902,000
第2回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	45,234,000	48,120,833
第30回公営企業債券	100,000,000	108,923,000
第30回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,814,000
第30回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	80,920,000	84,859,185
第319回政府保証道路債券	30,000,000	30,290,400
第31回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	83,641,000	87,294,438
第322回東京交通債券	10,000,000	11,051,500
第323回政府保証道路債券	100,000,000	102,174,000
第327回政府保証道路債券	100,000,000	102,646,000
第328回政府保証道路債券	114,000,000	117,155,520
第331回政府保証道路債券	102,000,000	105,863,760
第333回政府保証道路債券	48,000,000	49,711,680
第33回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	105,682,000
第344回東京交通債券	100,000,000	105,546,000
第346回政府保証道路債券	143,000,000	148,740,020
第346回東京交通債券	20,000,000	20,008,600
第347回政府保証道路債券	181,000,000	187,789,310
第34回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,983,000
第34回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	84,074,000	87,900,207
第34回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	110,066,000
第36回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	215,000,000	232,322,550
第36回貸付債権担保住宅金融公庫債券	58,573,000	61,142,011
第36回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	88,595,000	92,217,649
第36回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,634,000
第37回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	110,390,000
第39回貸付債権担保住宅金融公庫債券	58,542,000	60,949,832
第3回一般担保住宅金融公庫債券	100,000,000	109,886,000

第3回公営企業債券（20年）	10,000,000	9,927,600
第3回政府保証公営企業債券（15年）	300,000,000	336,231,000
第3回政府保証首都高速道路株式会社債券	103,000,000	109,987,520
第40回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,004,000
第41回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	105,783,000
第42回貸付債権担保住宅金融公庫債券	57,603,000	61,705,485
第42回道路債券	100,000,000	109,897,000
第44回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債	100,000,000	107,333,000
第44回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,656,000
第45回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	94,028,000	97,963,071
第45回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,016,000
第46回貸付債権担保住宅金融公庫債券	54,061,000	57,632,810
第46回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	94,337,000	98,681,218
第47回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,265,000
第47回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	109,702,000
第48回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	95,007,000	99,618,639
第48回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,280,000
第49回貸付債権担保住宅金融公庫債券	59,706,000	63,603,010
第4回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	50,508,000	53,052,593
第4回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	60,742,000	64,858,485
第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	192,548,000	198,453,447
第51回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	96,683,000	99,484,873
第53回貸付債権担保住宅金融公庫債券	59,651,000	62,907,944
第54回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	30,000,000	31,747,500
第55回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	98,220,000	99,136,392
第56回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	111,000,000	117,472,410
第56回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	98,413,000	99,405,003
第57回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	98,905,000	100,043,396
第58回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	101,718,000
第5回SBAB銀行AB(PUBL)円貨社債	100,000,000	98,339,000
第5回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	108,198,000
第5回新東京国際空港債券	100,000,000	102,300,000
第5回政府保証首都高速道路株式会社債券	80,000,000	84,641,600
第5回政府保証地方公営企業等金融機構債券	100,000,000	105,244,000
第5回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債	100,000,000	105,259,000
第5回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	36,274,000	37,798,958
第5回本州四国連絡橋債券	100,000,000	110,141,000
第60回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	103,940,000
第60回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	108,298,000
第60回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	200,000,000	201,088,000
第62回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	181,000,000	195,002,160
第63回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	104,165,000
第6回阪神高速道路債券	100,000,000	103,479,000
第6回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債	100,000,000	109,497,000
第6回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	76,034,000	81,128,278
第6回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	52,068,000	54,444,904
第6回地方公共団体金融機構債券（5年）	100,000,000	100,603,000
第7回公営企業債券（20年）	100,000,000	110,962,000
第7回公営企業債券（30年）	100,000,000	113,084,000
第7回首都高速道路株式会社社債	100,000,000	101,209,000
第7回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	107,421,000
第7回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	104,744,000
第836回政府保証公営企業債券	10,000,000	10,207,300
第838回政府保証公営企業債券	100,000,000	102,636,000
第839回政府保証公営企業債券	128,000,000	131,520,000
第840回政府保証公営企業債券	13,000,000	13,396,890
第848回政府保証公営企業債券	100,000,000	103,186,000
第84回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,487,000
第855回政府保証公営企業債券	140,000,000	145,234,600
第859回政府保証公営企業債券	131,000,000	137,274,900

	第862回政府保証公営企業債券	200,000,000	212,400,000	
	第866回政府保証公営企業債券	100,000,000	107,445,000	
	第867回政府保証公営企業債券	100,000,000	106,694,000	
	第872回政府保証公営企業債券	200,000,000	214,400,000	
	第874回政府保証公営企業債券	100,000,000	106,871,000	
	第875回政府保証公営企業債券	112,000,000	119,804,160	
	第876回政府保証公営企業債券	122,000,000	131,829,540	
	第8回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	106,789,000	
	第8回公営企業債券（20年）	40,000,000	44,617,200	
	第8回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債	100,000,000	105,316,000	
	第8回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	39,482,000	41,895,929	
	第8回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	57,539,000	60,559,797	
	第8回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	105,709,000	
	第8回独立行政法人福祉医療機構債券	100,000,000	104,641,000	
	第8回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	111,858,000	
	第9回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	315,045,000	
	第9回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債	200,000,000	218,962,000	
	第9回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	39,372,000	41,854,798	
	小計	17,820,363,000	18,706,372,805	
社債券	第11回シティグループ・インク円貨社債（2003）	200,000,000	199,896,000	
	第11回パナソニック株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,956,000	
	第123回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債	100,000,000	101,595,000	
	第133回オリックス株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,660,000	
	第138回オリックス株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,478,000	
	第13回積水ハウス株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,947,000	
	第14回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,924,000	
	第15回シエイエフイーホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100,842,000	
	第15回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債	100,000,000	101,835,000	
	第15回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債	100,000,000	100,235,000	
	第15回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	102,624,000	
	第16回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債	200,000,000	203,830,000	
	第16回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	108,496,000	
	第17回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	100,000,000	100,287,000	
	第17回株式会社東京放送ホールディングス無担保社債	100,000,000	101,026,000	
	第17回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	111,453,000	
	第17回電源開発株式会社無担保社債間限定同順位特約付	200,000,000	210,776,000	
	第17回東日本旅客鉄道株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	111,919,000	
	第18回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債間限定同順位特約付	200,000,000	202,526,000	
	第19回東日本旅客鉄道株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	112,483,000	
	第1回A号日本生命2009基金特定目的会社特定社債（一般担保付）	100,000,000	101,121,000	
	第1回ラボバンク円貨社債	100,000,000	101,494,000	
	第1回株式会社ジェイテクト無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,364,000	
	第1回大和ハウス工業株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,080,000	
	第20回株式会社三井住友銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	108,729,000	
	第20回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100,437,000	
	第21回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	105,234,000	
	第22回株式会社三井住友銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	102,355,000	
	第22回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100,239,000	
	第23回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債間限定特約付	100,000,000	100,291,000	
	第23回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	111,978,000	
	第248回北陸電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	113,061,000	
	第24回シャープ株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,138,000	
	第24回三井不動産株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,689,000	
	第24回三菱重工業株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,063,000	
	第257回四国電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	102,357,000	

第25回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債	100,000,000	101,474,000	
第25回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	101,437,000	
第261回北海道電力株式会社社債（一般担保付）	31,000,000	34,249,730	
第26回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債	100,000,000	100,593,000	
第26回富士通株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,054,000	
第27回ソニー株式会社無担保社債	100,000,000	99,503,000	
第27回トヨタファイナンス株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,784,000	
第27回大阪瓦斯株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	101,475,000	
第285回北海道電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	104,092,000	
第286回北海道電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	102,413,000	
第28回住友化学工業株式会社無担保社債	100,000,000	103,130,000	
第28回住友金属鉱山株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,860,000	
第2回ウォルマート・ストアーズ・インク円貨社債（2008）	100,000,000	101,809,000	
第2回三菱信託銀行株式会社無担保社債	100,000,000	103,143,000	
第2回大日本住友製薬株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,534,000	
第2回東日本旅客鉄道株式会社社債	100,000,000	112,902,000	
第30回京王電鉄株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,877,000	
第30回京浜急行電鉄株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,200,000	
第30回東京瓦斯株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,234,000	
第31回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	114,074,000	
第32回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	103,478,000	
第362回中国電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	104,495,000	
第364回中国電力株式会社社債（一般担保付）	107,700,000	107,833,548	
第376回東北電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	110,479,000	
第380回東北電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	112,209,000	
第382回東北電力株式会社社債（一般担保付）	20,000,000	22,196,800	
第387回九州電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	103,987,000	
第38回ソフトバンク株式会社無担保社債	100,000,000	99,895,000	
第39回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	102,668,000	
第3回エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー円貨社債	100,000,000	97,831,000	
第3回キリンホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	106,636,000	
第3回株式会社サンケイビル無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,434,000	
第3回株式会社セブン&アイ・ホールディングス無担保社債	100,000,000	107,820,000	
第3回松下電工株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	103,780,000	
第405回中部電力株式会社社債（一般担保付）	50,000,000	55,236,500	
第408回九州電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	104,503,000	
第408回中部電力株式会社社債（一般担保付）	50,000,000	55,483,000	
第40回日立キャピタル株式会社無担保社債間同順位特約付	100,000,000	101,259,000	
第425回東京電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	97,118,000	
第451回関西電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	104,646,000	
第455回東京電力株式会社社債（一般担保付）	120,000,000	92,197,200	
第459回東京電力株式会社社債（一般担保付）	10,000,000	7,926,800	
第46回株式会社三井住友銀行無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,965,000	
第471回関西電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	100,989,000	
第473回関西電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	103,885,000	
第474回関西電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	103,940,000	
第47回株式会社三井住友銀行無担保社債間限定同順位特約付	200,000,000	202,908,000	
第47回東海旅客鉄道株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,204,000	
第4回ウエストパック・バンキング・コーポレーション円貨社債	100,000,000	102,149,000	
第4回ナショナル・オーストラリア銀行円貨社債（2010）	100,000,000	101,210,000	
第4回パークレイズ・バンク・ピーエルシー円貨社債（2010）	100,000,000	99,633,000	
第4回株式会社フジ・メディア・ホールディングス無担保社債	100,000,000	102,893,000	
第4回電源開発株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,213,000	
第501回東京電力株式会社社債（一般担保付）	30,000,000	28,893,300	
第505回東京電力株式会社社債（一般担保付）	30,000,000	28,531,500	
第50回株式会社東芝無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	101,040,000	
第50回日本電信電話株式会社電信電話債券（一般担保付）	100,000,000	104,343,000	

第510回東京電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	92,553,000	
第518回東京電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	85,035,000	
第51回日産自動車株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,187,000	
第51回日本電信電話株式会社電信電話債券（一般担保付）	100,000,000	107,041,000	
第521回東京電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	83,832,000	
第528回東京電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	73,694,000	
第52回日産自動車株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,864,000	
第536回東京電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	77,469,000	
第53回伊藤忠商事株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,701,000	
第53回株式会社三井住友銀行無担保社債	100,000,000	101,458,000	
第53回三井物産株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,286,000	
第542回東京電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	76,253,000	
第544回東京電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	77,497,000	
第554回東京電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	72,181,000	
第55回新日本製鐵株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,321,000	
第59回日本電信電話株式会社電信電話債券（一般担保付）	100,000,000	107,217,000	
第5回株式会社ドン・キホーテ無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,634,000	
第5回株式会社資生堂無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,976,000	
第5回日本たばこ産業株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	101,793,000	
第67回住友金属工業株式会社無担保社債	100,000,000	100,146,000	
第69回三菱商事株式会社無担保社債	100,000,000	108,360,000	
第6回オーストラリア・ニュージーランド銀行円貨社債	100,000,000	100,530,000	
第6回株式会社りそな銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	105,315,000	
第6回三菱UFJ信託銀行株式会社無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	106,343,000	
第70回住友不動産株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,189,000	
第74回三菱商事株式会社無担保社債	100,000,000	106,551,000	
第75回丸紅株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	101,736,000	
第7回KDDI株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,363,000	
第7回ウエストパック・バンキング・コーポレーション円貨社債	100,000,000	100,967,000	
第7回エーザイ株式会社無担保社債	100,000,000	104,662,000	
第7回キリンホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	106,469,000	
第7回ジャパンリアルエステイト投資法人無担保投資法人債	100,000,000	101,450,000	
第7回トヨタ自動車株式会社無担保社債（社債間限定同等特約付）	100,000,000	101,761,000	
第7回パナソニック株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,039,000	
第7回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	20,000,000	22,190,600	
第8回旭化成株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,175,000	
第8回株式会社三井住友銀行無担保社債	100,000,000	103,606,000	
第8回株式会社大和証券グループ本社無担保社債	100,000,000	100,979,000	
第8回昭和シェル石油株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,331,000	
第93回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	108,207,000	
第9回ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク円貨社債	100,000,000	101,490,000	
第9回ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニー	100,000,000	101,355,000	
第9回三井倉庫株式会社無担保社債	100,000,000	103,182,000	
第9回三菱UFJリース株式会社無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,635,000	
第9回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債間限定同順位特約付	19,000,000	21,231,550	
第9回大阪瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	113,647,000	
第9回東京地下鉄株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	105,251,000	
小計	13,887,700,000	14,152,317,528	
合計	190,233,633,000	199,363,358,213	

2)信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3)デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成24年5月31日現在）

I 資産総額	2,519,338,631 円
II 負債総額	5,612,427 円
III 純資産総額（I－II）	2,513,726,204 円
IV 発行済口数	2,313,506,008 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0865 円
1万口当たり純資産額	10,865 円

（参考情報）

国内債券インデックス マザーファンド

I 資産総額	201,803,170,462 円
II 負債総額	3,943,042,251 円
III 純資産総額（I－II）	197,860,128,211 円
IV 発行済口数	158,882,525,385 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2453 円
1万口当たり純資産額	12,453 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）名義書換

該当事項はありません。

（ロ）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（ハ）譲渡制限

該当事項はありません。

（ニ）振替受益権の取扱い

本ファンドの受益権は、社振法の適用を受けています。

①受益証券の不発行

委託者は、本ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

②受益権の譲渡

1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

2) 前記1)の申請のある場合には、前記1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

3) 委託者は、前記1)に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

④受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑤償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者として）に支払います。

⑥質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定

によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（イ）資本金の額

平成24年5月31日現在の資本金の額	3億円
発行可能株式総数	12,000株
発行済株式総数	3,000株
最近5年間における資本金の額の増減	なし

（ロ）委託会社の機構

①会社の意思決定機構

会社に取り締役3名以上、監査役2名以内をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、又は解任されます。

取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、会長1名及び副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。

社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに招集通知を發します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

[PLAN（計画）]

運用企画部担当役員を委員長とする運用委員会において、ファンドの運用の基本方針や運用ガイドラインなどを決定します。運用委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが資産配分や個別資産の運用に係る運用計画を月次で策定し、部長が承認します。

[DO（実行）]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の実行指図を通じてポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。

各運用部の部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

〔CHECK（検証・評価）〕

運用部門において各運用部から独立した運用企画部は、ファンド品質の維持・向上の観点から、毎月開催される運用委員会（委員長は運用企画部担当役員）にパフォーマンス等に係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映させています。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用リスク管理委員会（委員長はリスク管理部担当役員）及びコンプライアンス会議（議長は社長）に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN→DO→CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

さらに、内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価します。この監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

委託会社の機構は平成24年8月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成24年5月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	298	3,523,062
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	5	604
単位型公社債投資信託	0	0
合計	303	3,523,665

3【委託会社等の経理状況】

（イ） 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（旧社名 住信アセットマネジメント株式会社、以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（ロ） 委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)		当事業年度 (平成24年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	※2	6,223,302		4,826,115
前払費用		34,720		30,184
未収委託者報酬		953,916		944,716
未収運用受託報酬		42,516		26,998
未収入金		—		75,514
一年以内返還予定保証金		—		187,128
繰延税金資産		50,152		69,857
その他		34		31,325
流動資産合計		7,304,641		6,191,840
固定資産				
有形固定資産				
建物		38,802		3,525
器具備品		27,919		14,970
建設仮勘定		—		62,454
有形固定資産合計	※1	66,721	※1	80,949
無形固定資産				
ソフトウェア		91,774		60,130
ソフトウェア仮勘定		—		12,151
その他無形固定資産		1,415		928
無形固定資産合計		93,189		73,209
投資その他の資産				
投資有価証券		239,090		43,194
敷金・保証金		228,451		—
長期前払費用		409		357
繰延税金資産		80,017		—
その他の投資		195		165
投資その他の資産合計		548,164		43,717
固定資産合計		708,076		197,876
資産合計		8,012,717		6,389,717

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	18,485	22,794
未払金	495,343	644,600
未払収益分配金	130	30
未払手数料 ※2	452,781	438,778
その他未払金	42,432	205,791
未払費用 ※2	135,706	112,121
未払法人税等	220,711	20,166
未払消費税等	25,316	5,683
賞与引当金	79,835	71,044
移転関連費用引当金	—	41,450
流動負債合計	975,399	917,862
固定負債		
退職給付引当金	171,115	199,976
繰延税金負債	—	308,964
固定負債合計	171,115	508,940
負債合計	1,146,514	1,426,803
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
利益剰余金		
利益準備金	53,500	56,500
その他利益剰余金		
別途積立金	5,100,000	2,100,000
繰越利益剰余金	1,421,205	2,516,273
利益剰余金合計	6,574,705	4,672,773
株主資本合計	6,874,705	4,972,773
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 8,501	△ 9,859
評価・換算差額等合計	△ 8,501	△ 9,859
純資産合計	6,866,203	4,962,913
負債・純資産合計	8,012,717	6,389,717

(2) 【損益計算書】

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	8,619,288	7,821,113
運用受託報酬	126,038	98,179
営業収益合計	8,745,326	7,919,292
営業費用		
支払手数料	※1 4,301,606	3,715,816
広告宣伝費	67,247	61,165
公告費	2,744	2,451
調査費	898,998	1,023,870
調査費	87,937	86,225
委託調査費	809,173	936,024
図書費	1,887	1,620
営業雑経費	640,623	610,455
通信費	11,303	10,764
印刷費	152,354	121,287
協会費	10,102	10,136
諸会費	594	803
情報機器関連費	433,365	436,328
その他営業雑経費	32,903	31,135
営業費用合計	5,911,221	5,413,759
一般管理費		
給料	1,315,974	1,276,685
役員報酬	38,295	35,160
給料・手当	1,062,048	1,048,061
賞与	215,631	193,464
退職給付費用	63,772	66,790
福利費	156,648	152,149
交際費	1,350	1,012
旅費交通費	31,880	25,687
租税公課	17,981	16,148
不動産賃借料	238,033	238,033
寄付金	7,972	2,832
減価償却費	57,385	55,540
敷金償却	2,804	2,804
諸経費	91,394	81,858

一般管理費合計	1,985,197	1,919,541
営業利益	848,907	585,991

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	1,280	2,795
受取利息	※1 14,783	13,889
投資有価証券売却益	756	149
その他	1,877	2,125
営業外収益合計	18,697	18,961
営業外費用		
支払手数料	—	800
投資有価証券売却損	480	12
その他	242	74
営業外費用合計	722	887
経常利益	866,883	604,065
特別利益		
投資有価証券売却益	—	1,277,804
特別利益合計	—	1,277,804
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う 影響額	6,776	—
統合関連損失	—	123,726
特別損失合計	6,776	123,726
税引前当期純利益	860,106	1,758,142
法人税、住民税及び事業税	377,534	241,760
法人税等調整額	△ 29,183	368,903
法人税等合計	348,350	610,664
当期純利益	511,755	1,147,477

(3) 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		

資本金		
当期首残高	300,000	300,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金		
その他資本剰余金		
当期首残高	—	—
当期変動額		
自己株式の消却	—	△ 3,019,410
その他利益剰余金より振替	—	3,019,410
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	50,500	53,500
当期変動額		
剰余金の配当に伴う積立	3,000	3,000
当期変動額合計	3,000	3,000
当期末残高	53,500	56,500
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	5,100,000	5,100,000
当期変動額		
繰越利益剰余金へ振替	—	△ 3,000,000
当期変動額合計	—	△ 3,000,000
当期末残高	5,100,000	2,100,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	942,449	1,421,205
当期変動額		
剰余金の配当	△ 33,000	△ 33,000
当期純利益	511,755	1,147,477
別途積立金より振替	—	3,000,000
その他資本剰余金へ振替	—	△ 3,019,410
当期変動額合計	478,755	1,095,067
当期末残高	1,421,205	2,516,273
利益剰余金合計		
当期首残高	6,092,949	6,574,705
当期変動額		
剰余金の配当	△ 30,000	△ 30,000
当期純利益	511,755	1,147,477
その他資本剰余金へ振替	—	△ 3,019,410

当期変動額合計	481,755	△ 1,901,932
当期末残高	6,574,705	4,672,773

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
自己株式		
当期首残高	—	—
当期変動額		
自己株式の取得	—	△ 3,019,410
自己株式の消却	—	3,019,410
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
株主資本合計		
当期首残高	6,392,949	6,874,705
当期変動額		
剰余金の配当	△ 30,000	△ 30,000
当期純利益	511,755	1,147,477
その他資本剰余金へ振替	—	△ 3,019,410
当期変動額合計	481,755	△ 1,901,932
当期末残高	6,874,705	4,972,773
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△ 6,299	△ 8,501
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 2,202	△ 1,357
当期変動額合計	△ 2,202	△ 1,357
当期末残高	△ 8,501	△ 9,859
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△ 6,299	△ 8,501
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 2,202	△ 1,357
当期変動額合計	△ 2,202	△ 1,357
当期末残高	△ 8,501	△ 9,859
純資産合計		
当期首残高	6,386,650	6,866,203
当期変動額		
剰余金の配当	△ 30,000	△ 30,000
当期純利益	511,755	1,147,477
その他資本剰余金へ振替	—	△ 3,019,410

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 2,202	△ 1,357
当期変動額合計	479,553	△ 1,903,289
当期末残高	6,866,203	4,962,913

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2)無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、原則として社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当期末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

(3)移転関連費用引当金

本店事務所の移転に伴い発生する損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

会計上の見積りの変更

1. 耐用年数の変更

当社が保有する建物附属設備は、従来、耐用年数を8～18年として減価償却を行ってきましたが、当事業年度において、平成24年5月に本店事務所を移転することを決定したため、当該建物附属設備の耐用年数を使用見込期間までに見直し、将来にわたって変更しております。また、当社が保有するソフトウェアの一部は、従来、利用可能期間を5年として償却を行っていましたが、平成24年4月1日の中央三井アセットマネジメント株式会社との合併に伴い、翌事業年度以降の利用見込がなくなったことから、利用可能期間を当事業年度末までとしております。

この変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の特別損失が33,532千円増加し、税引前当期純利益が同額減少しております。

2. 資産除去債務の見積りの変更

当社は賃借した本店事務所の原状回復義務に係る資産除去債務について、敷金のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、10年（定期貸室賃貸借契約期間）で償却を行っていましたが、当事業年度において、平成24

年5月に本店事務所を移転することを決定しました。これに伴い、敷金のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額を新たに見積り、また、当該敷金の償却期間を使用見込期間までに見直し、将来にわたって変更しております。

この変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の特別損失が38,519千円増加し、税引前当期純利益が同額減少しております。

追加情報

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
建 物	49,316	千円	84,592	千円
器具備品	113,320	〃	127,549	〃
計	162,636	〃	212,142	〃

※2関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
預金	3,477,508	千円	—	
未払手数料	333,570	〃	—	
未払費用	123,687	〃	—	

（損益計算書関係）

※1関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
支払手数料	3,761,890	千円	—	
受取利息	6,579	〃	—	

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
-------	---------	---------	---------	--------

普通株式（株）	6,000	—	—	6,000
---------	-------	---	---	-------

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成22年3月31日	平成22年6月29日

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	配当金の 原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	5,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,000	—	3,000	3,000

(注) 普通株式の減少は、平成24年3月13日付取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少であります。

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	—	3,000	3,000	—

(注) (1) 普通株式の増加は、平成24年2月21日付株主総会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。

(2) 普通株式の減少は、平成24年3月13日付取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

(1) 配当金の総額 30,000千円

(1)現金及び預金	6,223,302	6,223,302	—
(2)未収委託者報酬	953,916	953,916	—
(3)投資有価証券 其他有価証券	39,590	39,590	—
(4)未払金	(495,343)	(495,343)	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	4,826,115	4,826,115	—
(2)未収委託者報酬	944,716	944,716	—
(3)投資有価証券 其他有価証券	43,194	43,194	—
(4)未払金	(644,600)	(644,600)	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金及び預金、及び（2）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

（4）未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）前事業年度（平成23年3月31日）において保有する非上場株式（貸借対照表計上額199,500千円）は、市場価格がな

く、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、

「（3）投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	6,223,302	—	—	—
未収委託者報酬	953,916	—	—	—

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	4,826,115	—	—	—

未収委託者報酬	944,716	—	—	—
---------	---------	---	---	---

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日現在）

（単位:千円）

区分	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
その他	3,000	3,075	75
小計	3,000	3,075	75
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
その他	50,925	36,515	△ 14,409
小計	50,925	36,515	△ 14,409
計	53,925	39,590	△ 14,334

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 199,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成24年3月31日現在）

（単位:千円）

区分	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
その他	7,002	7,440	437
小計	7,002	7,440	437
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
その他	51,511	35,754	△ 15,756
小計	51,511	35,754	△ 15,756
計	58,513	43,194	△ 15,318

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）（単位:千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
7,639	756	480

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）（単位:千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,483,441	1,277,954	12

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務及びその他に関する事項（単位：千円）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(1) 退職給付債務	171,115	199,976
(2) 退職給付引当金	171,115	199,976

（注）1. 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

（注）2. 当社の退職給付債務は退職一時金のみです。

3. 退職給付費用に関する事項（単位：千円）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(1) 退職給付費用	63,772	66,790

（注）1. 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

（注）2. 金額には確定拠出年金への掛金支払額を含んでおり、前事業年度で13,307千円、当事業年度で12,680千円であります。

4. 退職給付債務等の計算基礎

当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
繰延税金資産				
未払事業税	17,667	千円	4,898	千円
賞与引当金損金算入限度超過額	32,484	〃	27,004	〃
退職給付引当金損金算入限度超過額	69,626	〃	71,271	〃
有価証券評価差額	5,832	〃	5,459	〃
移転関連費用引当金損金算入限度超過額	—		15,755	〃
減価償却超過額	—		12,745	〃
敷金償却超過額	—		19,348	〃
その他	4,558	〃	3,334	〃

繰延税金資産 合計	130,169	〃	159,817	〃
繰延税金負債				
投資有価証券売却益益金不算入額	—		△398,925	〃
繰延税金負債 合計	—		△398,925	〃
繰延税金資産(負債)の純額	130,169	〃	△239,107	〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)	
法定実効税率	—	40.69	%
(調整)			
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△4.14	〃
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	—	△2.30	〃
その他	—	0.49	〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	34.73	〃

前事業年度は法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23 年法律第114 号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23 年法律第117 号）が平成23 年12 月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から、法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から平成24 年4月1日に開始する事業年度から平成26 年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27 年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。

この税率変更により、繰延税金資産は4,925千円減少（繰延税金負債は44,685千円減少）し、その他有価証券評価差額金が773千円、法人税等調整額が40,534千円、それぞれ減少しております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	住友信託銀行(株)	大阪市中央区	342,037	信託業務及び銀行業務	直接30%, 間接70%	営業上の取引 役員の兼任	投信販売 代行手数料	3,761,890	未払手数料	333,570
							投資助言費用 の支払	692,451	未払費用	123,687

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

② 投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	三井住友トラスト・ホールディングス(株)	東京都千代田区	261,608	持株会社	100%	役員の兼任	投資有価証券の譲渡	67,316	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

①投資有価証券の譲渡

投資有価証券の譲渡価格については、第三者による鑑定評価額により決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
兄弟会社	住友信託銀行(株)	大阪市中央区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引 役員の兼任	投信販売 代行手数料	2,721,441	未払手数料	286,815
							投資助言費用 の支払	820,269	未払費用	104,322
兄弟会社	すみしん不動産(株)	東京都中央区	300	不動産 仲介業務	—	—	投資有価証券 の譲渡	185,484	—	—
							自己株式の 取得	1,509,705	—	—
兄弟会社	住信カード(株)	東京都中央区	50	クレジット カード業務	—	—	投資有価証券 の譲渡	494,720	—	—
							自己株式の 取得	1,207,764	—	—
兄弟会社	住信情報サービス(株)	大阪府豊中市	100	コンピュー タ関連業務	—	—	投資有価証券 の譲渡	729,782	—	—
							自己株式の 取得	301,941	—	—

（注）１． 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

① 投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

② 投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

③ 投資有価証券の譲渡及び自己株式の取得

投資有価証券及び自己株式の譲渡価格及び取得価格については、第三者による鑑定評価額により決定しております。

（エ）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

前事業年度（平成23年3月31日）

住友信託銀行株式会社（非上場）

当事業年度（平成24年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	1,144,367円30銭	1,654,304円66銭
1株当たり当期純利益	85,292円63銭	197,729円22銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益	511,755千円	1,147,477千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	511,755千円	1,147,477千円
期中平均株式数	6,000株	5,803株

（重要な後発事象）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、平成24年1月24日開催の取締役会における決議に基づき、中央三井アセットマネジメント株式会社と平成24年4月1日を効力発生日として合併する旨の「合併契約書」を平成24年1月31日付で締結いたしました。上記契約に基づき、当社及び中央三井アセットマネジメント株式会社は、平成24年4月1日付で合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1)結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合企業

名称 住信アセットマネジメント株式会社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業

被結合企業

名称 中央三井アセットマネジメント株式会社

事業の内容 投資運用業、第二種金融商品取引業

(2)企業結合日

平成24年4月1日

(3)企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、中央三井アセットマネジメント株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

合併による新株の発行、金銭の交付および資本金の増加はありません。

(4)結合後企業の名称

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

(5)その他取引の概要に関する事項

旧住友信託銀行グループと旧中央三井トラスト・グループは、平成23 年4月1日に経営統合を行い、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（平成23 年4月1日付で中央三井トラスト・ホールディングス株式会社が商号変更しております。）が誕生しました。今般、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社のグループ会社として、経営統合の目的に鑑み、統合効果を最大化する一環として、当社及び中央三井アセットマネジメント株式会社が合併し「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」として発足するものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

[次へ](#)

<参考>中央三井アセットマネジメント株式会社の経理状況

- (1) 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」といいます。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- (2) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月11日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 木村 充 男 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松崎 雅 則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と住信アセットマネジメント株式会社は、平成24年4月1日付で合併し、会社名を三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

(1) 貸借対照表

科目	第25期 平成23年3月31日		第26期 平成24年3月31日	
	金額（千円）		金額（千円）	
(資産の部)				
I 流動資産				
1. 現金・預金		2,336,337		2,641,578
2. 前払費用		56,149		40,865
3. 未収委託者報酬		967,198		970,835
4. 未収収益		53		58
5. 繰延税金資産		43,658		61,881
6. その他		6,108		4,232
流動資産 計		3,409,505		3,719,451
II 固定資産				
1. 有形固定資産※1				
(1) 建物		7,448		2,300
(2) 器具備品		23,068		17,749
(3) 建設仮勘定		—		62,454
有形固定資産 計		30,517		82,504
2. 無形固定資産				
(1) ソフトウェア		78,445		47,468
(2) ソフトウェア仮勘定		—		11,446
(3) 電話加入権		1,847		1,847
(4) 電話施設利用権		37		17
無形固定資産 計		80,330		60,779
3. 投資その他の資産				
(1) 投資有価証券		69,135		62,728
(2) 長期貸付金		37,588		34,838
(3) 長期差入保証金		90,141		—
(4) 長期前払費用		2,216		2,023
(5) 会員権		25,000		25,000
(6) 貸倒引当金		△37,588		△34,838
投資その他の資産 計		186,494		89,751
固定資産 計		297,342		233,034
資 産 合 計		3,706,847		3,952,486

科目	第25期 平成23年 3 月31日		第26期 平成24年 3 月31日	
	金額（千円）		金額（千円）	
(負債の部)				
I 流動負債				
1. 預り金		3,682		15,109
2. 未払金				
(1) 未払手数料	298,465		342,664	
(2) その他未払金	109,112	407,578	150,014	492,679
3. 未払費用		365,151		332,531
4. 未払法人税等		82,266		91,057
5. 賞与引当金		50,180		49,936
6. 役員賞与引当金		—		7,068
7. 資産除去債務		16,345		20,000
8. 移転関連費用引当金		—		29,277
流動負債 計		925,203		1,037,661
II 固定負債				
1. 退職給付引当金		18,693		20,003
2. 繰延税金負債		1,600		901
3. その他		20,700		—
固定負債 計		40,993		20,904
負債合計		966,197		1,058,565
(純資産の部)				
I 株主資本				
1. 資本金		300,000		300,000
2. 資本剰余金				
(1) 資本準備金		50,000		50,000
資本剰余金 計		50,000		50,000
3. 利益剰余金				
(1) 利益準備金		25,401		25,401
(2) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		2,364,106		2,516,892
利益剰余金 計		2,389,507		2,542,294
株主資本計		2,739,507		2,892,294
II 評価・換算差額等				
1. その他有価証券評価差額金		1,142		1,627
評価・換算差額等計		1,142		1,627
純資産合計		2,740,649		2,893,921
負債・純資産合計		3,706,847		3,952,486

(2) 損益計算書

科目	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)		第26期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	
	金額（千円）		金額（千円）	
I 営業収益				
1. 委託者報酬		9,561,211		10,971,754
営業収益 計		9,561,211		10,971,754
II 営業費用				
1. 支払手数料		3,634,705		4,769,780
2. 広告宣伝費		83,750		98,743
3. 調査費				
(1) 調査費	232,183		229,530	
(2) 委託調査費	3,098,589	3,330,773	3,343,750	3,573,280
4. 営業雑経費				
(1) 通信費	14,141		12,330	
(2) 印刷費	206,247		187,155	
(3) 協会費	12,069		12,334	
(4) 諸会費	507	232,966	620	212,440
営業費用 計		7,282,194		8,654,245
III 一般管理費				
1. 給料				
(1) 役員報酬	62,111		118,031	
(2) 給料・手当	633,310		639,241	
(3) 賞与	158,866	854,287	161,905	919,177
2. 福利厚生費		232,228		249,419
3. 交際費		770		990
4. 旅費交通費		21,590		21,102
5. 租税公課		11,095		10,660
6. 不動産賃借料		116,174		117,946
7. 退職給付費用		7,250		7,090
8. 役員退職慰労引当金繰入		8,250		—
9. 賞与引当金繰入		50,180		49,936
10. 役員賞与引当金繰入		—		7,068
11. 減価償却費		53,926		53,782
12. 諸経費		540,822		555,222
一般管理費 計		1,896,577		1,992,396
営業利益		382,439		325,113

科目	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)		第26期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	
	金額（千円）		金額（千円）	
IV 営業外収益				
1. 受取配当金		63,400		—
2. 受取利息		787		712
3. 貸倒引当金戻入		—		2,750
4. 雑収入		4,513		37
営業外収益 計		68,700		3,499
V 営業外費用				
1. 雑損失		573		1,714
営業外費用 計		573		1,714
経常利益		450,566		326,897
VI 特別利益				
1. 投資有価証券売却益		67,194		153
2. 投資有価証券償還益		584		—
3. 貸倒引当金戻入		2,400		—
特別利益 計		70,179		153
VII 特別損失				
1. 投資有価証券売却損		344		2
2. 固定資産除却損		980		—
3. 資産除去債務会計基準の適用に伴う 影響額		12,305		—
4. 減損損失※2		17,622		—
5. 統合関連費用※1		51,394		53,349
特別損失 計		82,648		53,352
税引前当期純利益		438,098		273,699
法人税、住民税及び事業税	173,405		139,942	
法人税等調整額	△12,604	160,801	△19,029	120,912
当期純利益		277,297		152,786

(3) 株主資本等変動計算書

		第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第26期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
株主資本		(単位：千円)	(単位：千円)
資本金	当期首残高	300,000	300,000
	当期変動額	—	—
	当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高	50,000	50,000
	当期変動額	—	—
	当期末残高	50,000	50,000
資本剰余金合計	当期首残高	50,000	50,000
	当期変動額	—	—
	当期末残高	50,000	50,000
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高	25,401	25,401
	当期変動額	—	—
	当期末残高	25,401	25,401
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高	2,086,808	2,364,106
	当期変動額 当期純利益	277,297	152,786
	当期末残高	2,364,106	2,516,892
利益剰余金合計	当期首残高	2,112,210	2,389,507
	当期変動額	277,297	152,786
	当期末残高	2,389,507	2,542,294
株主資本合計	当期首残高	2,462,210	2,739,507
	当期変動額	277,297	152,786
	当期末残高	2,739,507	2,892,294
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	当期首残高	△103	1,142
	当期変動額 (純額)	1,245	484
	当期末残高	1,142	1,627
評価・換算差額等合計	当期首残高	△103	1,142
	当期変動額	1,245	484
	当期末残高	1,142	1,627
純資産合計	当期首残高	2,462,107	2,740,649
	当期変動額	278,542	153,271
	当期末残高	2,740,649	2,893,921

重要な会計方針

項目	第26期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 (1) 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額については全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 (2) 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	
(1) 有形固定資産	定率法を採用しております。 なお、耐用年数は、建物については主として10年～15年、器具備品については主として5年～20年であります。
(2) 無形固定資産	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）を耐用年数としております。
3. 引当金の計上基準	
(1) 貸倒引当金	一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞与引当金	従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。
(3) 役員賞与引当金	役員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。
(4) 退職給付引当金	従業員への退職金支給に充てるため、自己都合退職による期末退職給付債務相当額を計上しております。
(5) 移転関連費用引当金	移転関連費用引当金は、当社グループの東京地区拠点ビルの統廃合に伴うオフィス移転で発生する損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。
4. その他財務諸表作成の基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

追加情報

第26期
(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

1. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

2. 役員賞与引当金

役員賞与制度新設に伴い、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用し、当事業年度より役員賞与引当金を計上しております。

注記事項

1. 貸借対照表関係

項目	期別	第25期 (平成23年3月31日)	第26期 (平成24年3月31日)
※1. 有形固定資産の減価 償却累計額	建物 器具備品	33,765千円 142,605千円	建物 器具備品 41,266千円 149,241千円

2. 損益計算書関係

第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第26期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)								
※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれて おります。 統合関連費用 51,394千円	※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれて おります。 統合関連費用 12,011千円								
※2 当事業年度において、以下の資産グループについて 減損損失を計上しました。									
<table><tr><th>用途</th><th>場所</th><th>種類</th><th>金額</th></tr><tr><td>処分予定 資産</td><td>本社事務所 (東京都港区)</td><td>建物 器具備品</td><td>17,622千円</td></tr></table>	用途	場所	種類	金額	処分予定 資産	本社事務所 (東京都港区)	建物 器具備品	17,622千円	
用途	場所	種類	金額						
処分予定 資産	本社事務所 (東京都港区)	建物 器具備品	17,622千円						
(経緯) 上記の資産グループについては、当社グループの 経営統合に伴い、将来の使用見込みがなく除却さ れる可能性が高い資産について、除去予定時の帳 簿価額を減損損失として特別損失に計上しまし た。 (減損損失の金額) 建物 15,615千円 器具備品 2,007千円 合計 17,622千円									
(グルーピングの方法) 当社は、基本的に全ての資産が一体となって キャッシュ・フローを生成しておりますが、将来 使用見込みがなく処分される可能性が高いもの については、処分予定資産としてグルーピングして おります。									

3. 株主資本等変動計算書関係

期別 項目	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)				
1. 発行済株式に関する事項	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
	普通株式（株）	5,050	—	—	5,050
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項	(1) 配当金支払額 該当事項はありません。 (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。				

期別 項目	第26期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)				
1. 発行済株式に関する事項	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
	普通株式（株）	5,050	—	—	5,050
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項	配当金支払額 該当事項はありません。				

4. リース取引関係

第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第26期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
当社はリース取引を全く行っていないため、該当事項はありません。	当社はリース取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

5. 金融商品関係

第25期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、投資信託委託業務を中心とする投資運用業を行っており、事業を行うために主に現金・預金や未収委託者報酬などの資産を有し、未払金などの負債を負っております。資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は自己資本で賄っております。

投資運用業に伴う未収委託者報酬・未払金は運用資産額変動の影響を受けますが、定期的なモニタリング及び資金繰計画の作成により管理しております。

投資有価証券については、定期的な時価の把握及び社内の報告体制を敷いております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
	千円	千円	千円
(1) 現金・預金	2,336,337	2,336,337	—
(2) 未収委託者報酬	967,198	967,198	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	59,135	59,135	—
(4) 未払金	(407,578)	(407,578)	—

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1) 現金・預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び (4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資信託受益証券については、証券投資信託委託会社の公表する基準価額等によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

内容	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	10,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

第26期（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、投資信託委託業務を中心とする投資運用業を行っており、事業を行うために主に現金・預金や未収委託者報酬などの資産を有し、未払金などの負債を負っております。資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は自己資本で賄っております。

投資運用業に伴う未収委託者報酬・未払金は運用資産額変動の影響を受けますが、定期的なモニタリング及び資金繰計画の作成により管理しております。

投資有価証券については、定期的な時価の把握及び社内の報告体制を敷いております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成24年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
	千円	千円	千円
(1) 現金・預金	2,641,578	2,641,578	—
(2) 未収委託者報酬	970,835	970,835	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	52,728	52,728	—
(4) 未払金	(492,679)	(492,679)	—

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

（１）現金・預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、預入期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）未収委託者報酬及び（４）未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（３）投資有価証券

投資信託受益証券については、証券投資信託委託会社の公表する基準価額等によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

内容	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	10,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

６．有価証券関係

第25期 (平成23年 3 月31日)	第26期 (平成24年 3 月31日)																																																																				
1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの <table><tr><th>区分</th><th>貸借対照表 計上額</th><th>取得原価</th><th>差額</th></tr><tr><td>その他</td><td>千円 58,149</td><td>千円 56,200</td><td>千円 1,949</td></tr><tr><td>計</td><td>58,149</td><td>56,200</td><td>1,949</td></tr></table> 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの <table><tr><th>区分</th><th>貸借対照表 計上額</th><th>取得原価</th><th>差額</th></tr><tr><td>その他</td><td>千円 986</td><td>千円 1,000</td><td>千円 △13</td></tr><tr><td>計</td><td>986</td><td>1,000</td><td>△13</td></tr></table> 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 <table><tr><th>区分</th><th>売却額</th><th>売却益の 合計額</th><th>売却損の 合計額</th></tr><tr><td>その他</td><td>千円 128,650</td><td>千円 67,194</td><td>千円 344</td></tr><tr><td>計</td><td>128,650</td><td>67,194</td><td>344</td></tr></table> 3. 時価評価されていない有価証券 <table><tr><th>内容</th><th>貸借対照表計上額（千円）</th></tr><tr><td>その他有価証券 非上場株式</td><td>10,000</td></tr></table> 4. その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額 該当事項はありません。	区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	その他	千円 58,149	千円 56,200	千円 1,949	計	58,149	56,200	1,949	区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	その他	千円 986	千円 1,000	千円 △13	計	986	1,000	△13	区分	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	その他	千円 128,650	千円 67,194	千円 344	計	128,650	67,194	344	内容	貸借対照表計上額（千円）	その他有価証券 非上場株式	10,000	1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの <table><tr><th>区分</th><th>貸借対照表 計上額</th><th>取得原価</th><th>差額</th></tr><tr><td>その他</td><td>千円 52,728</td><td>千円 50,200</td><td>千円 2,528</td></tr><tr><td>計</td><td>52,728</td><td>50,200</td><td>2,528</td></tr></table> 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 <table><tr><th>区分</th><th>売却額</th><th>売却益の 合計額</th><th>売却損の 合計額</th></tr><tr><td>その他</td><td>千円 7,151</td><td>千円 153</td><td>千円 2</td></tr><tr><td>計</td><td>7,151</td><td>153</td><td>2</td></tr></table> 3. 時価評価されていない有価証券 <table><tr><th>内容</th><th>貸借対照表計上額（千円）</th></tr><tr><td>その他有価証券 非上場株式</td><td>10,000</td></tr></table> 4. その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額 該当事項はありません。	区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	その他	千円 52,728	千円 50,200	千円 2,528	計	52,728	50,200	2,528	区分	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	その他	千円 7,151	千円 153	千円 2	計	7,151	153	2	内容	貸借対照表計上額（千円）	その他有価証券 非上場株式	10,000
区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額																																																																		
その他	千円 58,149	千円 56,200	千円 1,949																																																																		
計	58,149	56,200	1,949																																																																		
区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額																																																																		
その他	千円 986	千円 1,000	千円 △13																																																																		
計	986	1,000	△13																																																																		
区分	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額																																																																		
その他	千円 128,650	千円 67,194	千円 344																																																																		
計	128,650	67,194	344																																																																		
内容	貸借対照表計上額（千円）																																																																				
その他有価証券 非上場株式	10,000																																																																				
区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額																																																																		
その他	千円 52,728	千円 50,200	千円 2,528																																																																		
計	52,728	50,200	2,528																																																																		
区分	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額																																																																		
その他	千円 7,151	千円 153	千円 2																																																																		
計	7,151	153	2																																																																		
内容	貸借対照表計上額（千円）																																																																				
その他有価証券 非上場株式	10,000																																																																				

7. デリバティブ関係

第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第26期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、 該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、 該当事項はありません。

8. 退職給付関係

第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第26期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)																
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職金規定に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。 2. 退職給付債務に関する事項（平成23年3月31日現在） <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>△18,693千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>△18,693千円</td></tr> </table> （注）退職給付債務は、簡便法により算定しております。 3. 退職給付費用に関する事項 （平成22年4月1日から平成23年3月31日まで） <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>7,250千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>7,250千円</td></tr> </table> （注）退職給付費用は、簡便法により算定しております。	退職給付債務	△18,693千円	退職給付引当金	△18,693千円	勤務費用	7,250千円	退職給付費用	7,250千円	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職金規定に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。 2. 退職給付債務に関する事項（平成24年3月31日現在） <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>△20,003千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>△20,003千円</td></tr> </table> （注）退職給付債務は、簡便法により算定しております。 3. 退職給付費用に関する事項 （平成23年4月1日から平成24年3月31日まで） <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>7,090千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>7,090千円</td></tr> </table> （注）退職給付費用は、簡便法により算定しております。	退職給付債務	△20,003千円	退職給付引当金	△20,003千円	勤務費用	7,090千円	退職給付費用	7,090千円
退職給付債務	△18,693千円																
退職給付引当金	△18,693千円																
勤務費用	7,250千円																
退職給付費用	7,250千円																
退職給付債務	△20,003千円																
退職給付引当金	△20,003千円																
勤務費用	7,090千円																
退職給付費用	7,090千円																

9. 税効果会計関係

第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第26期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 貸倒引当金繰入超過額 15,294千円 賞与引当金繰入超過額 20,418千円 資産除去債務 6,650千円 移転による除却予定資産減損 7,170千円 未払事業税 6,824千円 その他 19,740千円 繰延税金資産小計 76,099千円 評価性引当額 △32,440千円 繰延税金資産合計 43,658千円 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △793千円 その他 △806千円 繰延税金負債合計 △1,600千円 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.7% （調整） 受取配当金等永久に益金に 算入されない項目 △2.9% 評価性引当額の減少 △1.6% 住民税均等割 0.1% その他 0.4% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 36.7%	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 貸倒引当金繰入超過額 12,629千円 賞与引当金繰入超過額 18,980千円 資産除去債務 7,602千円 移転による除却予定資産減損 6,698千円 未払事業税 7,012千円 その他 28,721千円 繰延税金資産小計 81,645千円 評価性引当額 △19,763千円 繰延税金資産合計 61,881千円 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △901千円 繰延税金負債合計 △901千円 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.7% （調整） 交際費等永久に損金に算入 されない項目 5.4% 評価性引当額の減少 △3.7% 住民税均等割 0.2% 税率変更による期末繰延 税金資産の減額修正 1.6% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.2%

第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第26期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
	3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。 この税率変更により、繰延税金資産は4,363千円減少（繰延税金負債は127千円減少）し、その他有価証券評価差額金が127千円、法人税等調整額が4,363千円、それぞれ増加しております。

10. 資産除去債務関係

第25期 平成23年3月31日	
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
1. 当該資産除去債務の概要	
事業用に貸借している事務所等の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務であります。	
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法	
物件の耐用年数等を参考に使用期間を見積り、対応する期間の割引率を使用して、金額を算定しております。	
3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	5,776千円
時の経過による調整額	79千円
見積りの変更による増加額※	10,489千円
期末残高	16,345千円
※当社グループの経営統合に伴い、当事業年度末において見積りの見直しを行ったもの	

第26期 平成24年3月31日	
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
1. 当該資産除去債務の概要	
事業用に貸借している事務所等の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務であります。	
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法	
物件の耐用年数等を参考に使用期間を見積り、対応する期間の割引率を使用して、金額を算定しております。	
3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	16,345千円
時の経過による調整額	80千円
見積りの変更による増加額※	3,574千円
期末残高	20,000千円
※当社グループの経営統合に伴い、平成24年5月にオフィス移転することを決定したことから、当事業年度末において見積りの見直しを行ったもの	

11. セグメント情報等

第25期
(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(セグメント情報)

第25期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

当社は、投資信託委託業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託業の区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
中央三井高金利ソブリンオープン	1,336,886千円
中央三井VAバランスファンド（株25／100）	1,150,446千円

(注) 当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

当事業年度において、17,622千円の減損損失を計上しておりますが、当社は投資信託委託業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第26期
(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(セグメント情報)

第26期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

当社は、投資信託委託業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託業の区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
PIMCO 米国ハイイールド債券 通貨選択型ファンド（ブラジル・リアルコース）	2,529,799千円

(注) 当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

12. 関連当事者との取引関係

I 第25期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	中央三井トラスト・ホールディングス株式会社	東京都港区	261,608	グループの業務執行管理	(被所有) 直接100%	持株会社経営指導	統合関連費用の支払 統合関連費用	51,394	未払金	15,680

(2) 当社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	中央三井信託銀行株式会社 (注) 親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	399,697	銀行業務・信託業務	該当なし	投資信託販売	投資信託に係る営業費用の支払 (注1) 支払代 hands 手数料	3,100,880	未払手数料	243,621
同一の親会社を持つ会社	中央三井アセット信託銀行株式会社 (注) 親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	11,000	信託業務	該当なし	投資信託委託投資顧問	支払投資顧問料 (注1) 調査費（支払投資顧問料） 建物の賃借 (注2)	2,425,966 —	未払費用 前払費用 長期差入保証金	201,863 11,088 72,681

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高（長期差入保証金を除く）には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

（注2）取引条件は、一般取引条件を勘案して決定している。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（東京、大阪、名古屋証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

Ⅱ 第26期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高
親会社	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都港区	261,608	グループの業務執行管理	(被所有)直接100%	持株会社経営指導	統合関連費用の支払(注2) 統合関連費用	12,011	—	—

(2) 当社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	中央三井信託銀行株式会社 (注)親会社三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	399,697	銀行業務・信託業務	該当なし	投資信託販売	投資信託に係る営業費用の支払(注1) 支払代行手数料	2,678,471	未払手数料	194,559
同一の親会社を持つ会社	中央三井アセット信託銀行株式会社 (注)親会社三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	11,000	信託業務	該当なし	投資信託委託投資顧問	支払投資顧問料(注1) 調査費(支払投資顧問料)	1,850,089	未払費用 前払費用	157,857 176

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

(注2) 取引条件は、一般取引条件を勘案して決定している。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京、大阪、名古屋証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

13. 1株当たり情報

項目	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第26期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
1. 1株当たり純資産額	542,702円95銭	573,053円68銭
2. 1株当たり当期純利益	54,910円36銭 (注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	30,254円79銭 (注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

1株当たり当期純損益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第26期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
当期純利益（千円）	277,297	152,786
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	277,297	152,786
普通株式の期中平均株式数（株）	5,050	5,050

14. 重要な後発事象

第26期
(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(企業結合)

当社は、平成24年1月31日開催の取締役会における決議に基づき、住信アセットマネジメント株式会社と平成24年4月1日を効力発生日として合併する旨の「合併契約書」を平成24年1月31日付で締結いたしました。上記契約に基づき、当社及び住信アセットマネジメント株式会社は、平成24年4月1日付で合併いたしました。

(1) 企業結合の概要

①結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合企業

名称 住信アセットマネジメント株式会社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業

被結合企業

名称 中央三井アセットマネジメント株式会社

事業の内容 投資運用業、第二種金融商品取引業

②企業結合日

平成24年4月1日

③企業結合の法的形式

住信アセットマネジメント株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併による新株の発行、金銭の交付および資本金の増加はありません。

④結合後の企業の名称

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

⑤その他取引の概要に関する事項

旧中央三井トラスト・グループと旧住友信託銀行グループは、平成23年4月1日に経営統合を行い、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（平成23年4月1日付で中央三井トラスト・ホールディングス株式会社が商号変更しております。）が誕生しました。今般、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社のグループ会社として、経営統合の目的に鑑み、統合効果を最大化する一環として、当社及び住信アセットマネジメント株式会社が合併し「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」として発足するものです。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （イ）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （ロ）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （ハ）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（ニ）および（ホ）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- （ニ）委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- （ホ）前記（ハ）および（ニ）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（イ）定款の変更

委託会社は、平成24年4月1日に中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、商号を三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に変更しました。

（ロ）訴訟事件その他の重要事項

平成24年8月1日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

①三井住友信託銀行株式会社（受託者および指定販売会社）

1)資本金の額

平成24年4月1日現在 342,037百万円

2)事業の内容

銀行法にもとづき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）にもとづき信託業務を営んでいます。

②株式会社SBI証券（指定販売会社）

1)資本金の額

平成24年3月末日現在 47,937百万円

2)事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

③野村證券株式会社（指定販売会社）

1)資本金の額

平成24年3月末日現在 10,000百万円

2)事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

④楽天証券株式会社（指定販売会社）

1)資本金の額

平成24年3月末日現在 7,495百万円

2)事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

⑤フィデリティ証券株式会社（指定販売会社）

1)資本金の額

平成24年3月末日現在 5,207百万円

2)事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

⑥SMB C日興証券株式会社（指定販売会社）

1)資本金の額

平成24年3月末日現在 10,000百万円

2)事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

⑦マネックス証券株式会社（指定販売会社）

1)資本金の額

平成24年3月末日現在 7,425百万円

2)事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

⑧カブドットコム証券株式会社（指定販売会社）

1)資本金の額

平成24年3月末日現在 7,196百万円

2)事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

⑨リテラ・クレア証券株式会社（指定販売会社）

1) 資本金の額

平成24年3月末日現在 3,794百万円

2) 事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

⑩ 楽天銀行株式会社（指定販売会社）

1) 資本金の額

平成24年3月末日現在 25,954百万円

2) 事業の内容

銀行法にもとづき銀行業を営んでいます。

⑪ 株式会社ジャパンネット銀行（指定販売会社）

1) 資本金の額

平成24年3月末日現在 37,250百万円

2) 事業の内容

銀行法にもとづき銀行業を営んでいます。

⑫ 東海東京証券株式会社（指定販売会社）

1) 資本金の額

平成24年3月末日現在 6,000百万円

2) 事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

⑬ S M B C フレンド証券株式会社（指定販売会社）

1) 資本金の額

平成24年3月末日現在 27,270百万円

2) 事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

⑭ 株式会社京葉銀行（指定販売会社）

1) 資本金の額

平成24年3月末日現在 49,759百万円

2) 事業の内容

銀行法にもとづき銀行業を営んでいます。

⑮ 株式会社イオン銀行（指定販売会社）

1) 資本金の額

平成24年3月末日現在 51,250百万円

2) 事業の内容

銀行法にもとづき銀行業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

（イ）受託者は、以下の業務を行います。

- ① 投資信託財産の保管・管理
- ② 投資信託財産の計算
- ③ 投資信託財産に関する報告書の作成
- ④ その他前記の業務に付随する業務

（ロ）指定販売会社は、以下の業務を行います。

- ① 受益権の募集・販売の取扱い
- ② 追加設定の申込受付事務
- ③ 受益者に対する収益分配金の再投資事務

- ④受益者に対する一部解約等の事務
- ⑤受益者に対する受益権の買取
- ⑥受益者に対する一部解約金および償還金・収益分配金の支払事務
- ⑦受益者に対する運用報告書の交付
- ⑧その他前記の業務に付随する業務

指定販売会社によって引き受ける業務が異なる場合があります。

3【資本関係】

前記関係法人と委託者との間に資本関係はありません。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日：平成12年6月20日

資本金の額：51,000百万円（平成24年3月末日現在）

業務の概要：銀行法にもとづき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にもとづき信託業務を営んでいます。

第3【参考情報】

本ファンドについては、当計算期間中に、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる次の書類を提出しております。

提出年月日	書類名
平成24年1月30日	有価証券報告書
平成24年1月30日	有価証券届出書
平成24年3月30日	有価証券届出書の訂正届出書
平成24年4月20日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成24年6月8日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 石井 勝也 (印)
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMT 国内債券インデックス・オープンの平成23年11月11日から平成24年5月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMT 国内債券インデックス・オープンの平成24年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

※ 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月11日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽 太 典 明 印
--------------------	-------	-----------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井 勝 也 印
--------------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（旧社名：住信アセットマネジメント株式会社）の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年4月1日に中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、会社名を三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。